

議案第 59 号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 80 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、一般職及び特別職の期末手当の見直し等、所要の措置を講ずるため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第7条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を含まないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(管理職手当等の支払方法)</p> <p>第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定め</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第7条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当</u>、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を含まないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(管理職手当等の支払方法)</p> <p>第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当</u>、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、</p>

る。	市規則で定める。
----	----------

第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>

(取手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 取手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並び</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並び</p>

に同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

に同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

第4条 取手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長, 副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は, 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項, 第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし, 同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長, 副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は, 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項, 第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし, 同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。

第6条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。

(取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 1 (略) (令和3年3月31日までに支給される期末手当に関する特例措置) 2 第13条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「100分の65」とする。	付 則 1 (略) (令和3年3月31日までに支給される期末手当に関する特例措置) 2 第13条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「100分の65」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第60号

取手市介護保険条例及び取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）及び取手市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金の割合等の特例に関し、地方税法の改正により特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合と改められるとともに、租税特別措置法の改正により計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたことを踏まえ、関連する条項を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例及び取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(取手市介護保険条例の一部改正)

第1条 取手市介護保険条例(平成12年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第4条 当分の間, 第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は, 同項の規定にかかわらず, 各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には, その年中においては, 年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし, 年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には, 年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>付 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第4条 当分の間, 第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は, 同項の規定にかかわらず, 各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には, その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては, 年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし, 年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には, 年7.3パーセントの割合)とする。</p>

(取手市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 取手市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第2条 当分の間, 第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は, 同項の規定にかかわらず, 各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には, その年中においては, 年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし, 年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には, 年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第2条 当分の間, 第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は, 同項の規定にかかわらず, 各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には, その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては, 年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし, 年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には, 年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の取手市介護保険条例付則第4条の規定及び第2条の規定による改正後の取手市後期高齢者医療に関する条例付則第2条の規定は, この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し, 同日前の期間に対応する延滞金については, なお従前の例による。

議案第61号

取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について

取手市保育所設置条例(昭和34年条例第23号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

第四次取手市保育所整備計画に基づき、令和4年3月31日をもって取手市立戸頭北保育所を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市保育所設置条例の一部を改正する条例

取手市保育所設置条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項	(略)	取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項	(略)
取手市立中央保育所の項から取手市立井野なないろ保育所の項まで	(略)	<u>取手市立戸頭北保育所</u>	<u>取手市戸頭六丁目17番1号</u>
		取手市立中央保育所の項から取手市立井野なないろ保育所の項まで	(略)

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第62号

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

子ども・子育て支援法の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(22)まで (略) (23) 特定地域型保育事業 法第43条第<u>2</u>項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(22)まで (略) (23) 特定地域型保育事業 法第43条第<u>3</u>項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方税法施行令の改正を踏まえ、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げるほか、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>

公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り,年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい, 給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては,43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

アからカまで (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が, 43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては,43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が, 43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては,43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が, 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が, 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

<p>アからカまで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上の者に係るものに限る。)</u>の控除を受けた場合における第 21 条の規定の適用については、同条中「<u>法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>法第 703 条の 5 に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)</u>及び<u>山林所得金額</u>」と、「<u>110 万円</u>」とあるのは「<u>125 万円</u>」とする。</p> <p>3 から 17 まで (略)</p>	<p>アからカまで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上の者に係るものに限る。)</u>の控除を受けた場合における第 21 条の規定の適用については、同条中「<u>法第 703 条の 5 に規定する総所得金額</u>」とあるのは、「<u>法第 703 条の 5 に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)</u>」とする。</p> <p>3 から 17 まで (略)</p>
--	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第64号

取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について

取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

生産緑地法の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を条例で定め、当該区域の面積の下限を引き下げることにより、防災、良好な景観の形成、環境保全など多様な機能を有する都市農地の保全をより一層図るため、本条例を制定するものです。

取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(生産緑地地区の区域の規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

(仮称)取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称)取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例について

(仮称)取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称)取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

昭和59年に郷土資料館建設資金として市民から寄附を受けたことを契機に、同年に(仮称)取手市立博物館建設基金を、平成8年に(仮称)取手市立博物館建設審議会をそれぞれ設置し、市立博物館建設に向けて検討してきましたが、現状の社会情勢及び市の財政状況を鑑み、市立博物館建設計画は中止とし、関係する条例の廃止等を行うものです。

(仮称) 取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称) 取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例

((仮称) 取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称) 取手市立博物館建設審議会条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) (仮称) 取手市立博物館建設基金設置条例 (昭和59年条例第16号)
- (2) (仮称) 取手市立博物館建設審議会条例 (平成8年条例第13号)

(取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 第2条 取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 (対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)			
別表(第1条, 第5条関係)			
職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から文化財保護審議会の部 まで		(略)	(略)
(仮称)博物館建設審議会	会長	<u>〃</u> 6,700	<u>〃</u>
	委員	<u>〃</u> 6,300	<u>〃</u>
図書館協議会の部から体育施設運営委員会の部 まで		(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表（第1条，第5条関係）

職名	報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から文化財保護審議会の部 まで	(略)	(略)
図書館協議会の部から体育施設運営委員会の部 まで	(略)	(略)

付 則

この条例は，令和3年1月1日から施行する。

議案第66号

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

土曜日の放課後子どもクラブについて、開所する放課後子どもクラブを拠点校に集約した上で、現在午前8時から午前12時までの開所時間を午前7時30分から午後6時までに拡大するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開所時間)</p> <p>第3条 子どもクラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土曜日 <u>午前7時30分から午後6時まで</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、取手市立学校管理規則(昭和48年教育委員会規則第3号)第3条第3号から第9号までに規定する学校の休業日(以下この項において「休業日」という。)における子どもクラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休業日が土曜日の場合 <u>午前7時30分から午後6時まで</u></p> <p>3 教育委員会は、第1項第1号及び前項第1号の場合に<u>あつては午後5時から午後7時までの間、第1項第2号及び前項第2号の場合にあつては午後6時から午後7時までの間</u>、子どもクラブを延長して開所することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 子どもクラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(開所時間)</p> <p>第3条 子どもクラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土曜日 <u>午前8時から午前12時まで</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、取手市立学校管理規則(昭和48年教育委員会規則第3号)第3条第3号から第9号までに規定する学校の休業日(以下この項において「休業日」という。)における子どもクラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休業日が土曜日の場合 <u>午前8時から午前12時まで</u></p> <p>3 教育委員会は、第1項第1号及び前項第1号の場合に<u>おいて、午後5時から午後7時までの間</u>、子どもクラブを延長して開所することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 子どもクラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 土曜日(次条に規定する場合を除く。)

(3)から(5)まで (略)

2 (略)

(土曜日の開所)

第4条の2 前条第1項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる子どもクラブは、土曜日においても開所する。

(1) 取手東小学校放課後子どもクラブ

(2) 高井小学校放課後子どもクラブ

(3) 藤代小学校放課後子どもクラブ

(対象児童)

第5条 子どもクラブに入所することができる児童は、子どもクラブを設置している小学校に就学している児童とする。ただし、土曜日に開所する子どもクラブに入所することができる児童は、別表第1に規定する子どもクラブが設置されている小学校に就学しているもので、その保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態であるものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に入所を必要と認める児童は、子どもクラブに入所することができる。

(利用料等)

第9条 (略)

2 (略)

3 利用決定者は、第3条第3項の規定により延長して開所した時間帯において子どもクラブを利用するときは、前2項に規定する利用料に加え、利用する児童1人につき別表第4に規定する額の利用料を加算金として納付しなければならない。

4 (略)

(2)から(4)まで (略)

2 (略)

(対象児童)

第5条 子どもクラブに入所することができる児童は、子どもクラブを設置している小学校に就学している児童とする。ただし、教育委員会が特に入所を必要と認める児童にあつては、この限りでない。

(利用料等)

第9条 (略)

2 (略)

3 利用決定者は、午後5時から午後7時までの間において子どもクラブを利用するときは、前2項に規定する利用料に加え、利用する児童1人につき別表第4に規定する額の利用料を加算金として納付しなければならない。

4 (略)

別表第4を次のように改める。

別表第4（第9条関係）

1か月の利用日数のうち、第3条第3項の規定により延長して開所した時間帯に利用した日数	加算金の額
1日以上7日以下	1,000円
8日以上14日以下	1,500円
15日以上	2,000円

付 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第67号

取手市火災予防条例の一部を改正する条例について

取手市火災予防条例（昭和37年条例第69号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

火災予防に関する総務省令（対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令）が改正され，急速充電設備の全出力の上限が200キロワットまで拡大されるとともに，当該上限の拡大に伴い急速充電設備の位置，構造及び管理に関する基準の細目が改められることを踏まえ，本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるほか，所要の整理を行うため，本条例の一部を改正するものです。

取手市火災予防条例の一部を改正する条例

取手市火災予防条例（昭和37年条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。))で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。))第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。))の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。))であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。))で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。))である場合をいう。以下同じ。))を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)から(19)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。))で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。))第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。))の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。))であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。))で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。))である場合をいう。以下同じ。))を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)から(19)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備</p>

(固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項，第17条の2並びに第44条第11号において同じ。)の位置，構造及び管理の基準については，第3条第1項第1号(アを除く。)，第2号，第4号，第5号，第7号，第9号，第17号(ウ，ス及びセを除く。)，第18号及び第18号の3並びに第2項第1号，第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2から5まで (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して，電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては，建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし，不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは，この限りでない。

(2)から(4)まで (略)

(5) 充電を開始する前に，急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い，絶縁されていない場合には，充電を開始しない措置を講ずる

(固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項，第17条の2並びに第44条第10号において同じ。)の位置，構造及び管理の基準については，第3条第1項第1号(アを除く。)，第2号，第4号，第5号，第7号，第9号，第17号(ウ，ス及びセを除く。)，第18号及び第18号の3並びに第2項第1号，第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2から5まで (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して，電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 充電を開始する前に，急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い，絶縁されていない場合には，充電を開始しない

こと。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)から(12)まで (略)

(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

い措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7)から(11)まで (略)

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充

電設備を自動的に停止させること。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17)及び(18) (略)

2 (略)

(水素ガスを充填する気球)

第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(8)まで (略)

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア 屋外の通風の良い場所で行うこと。

イ (略)

ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。

エ (略)

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行うこと。

(11) (略)

(12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(13)及び(14) (略)

2 (略)

(水素ガスを充てんする気球)

第17条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(8)まで (略)

(9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

ア 屋外の通風のよい場所で行なうこと。

イ (略)

ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行なうこと。

エ (略)

オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行なうこと。

(10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行なうこと。

(11) (略)

(12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

<p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から<u>次に掲げる距離のうち</u>、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)から(13)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(劇場等の客席)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>第36条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 客席の避難通路は、<u>次に定めるところ</u>によらなければならない。</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、<u>次の各号に掲げるものを設置しようとする者は</u>、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p><u>(10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)</u></p> <p><u>(11)から(14)まで (略)</u></p> <p><u>(15) 水素ガスを充填する気球</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から<u>次の各号に掲げる距離のうち</u>、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)から(13)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(劇場等の客席)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>第36条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 客席の避難通路は、<u>次の各号に定めるところ</u>によらなければならない。</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち<u>次の各号に掲げるものを設置しようとする者は</u>、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p><u>(10)から(13)まで (略)</u></p> <p><u>(14) 水素ガスを充てんする気球</u></p> <p>2及び3 (略)</p>
---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の取手市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第68号

市道路線の変更について

市道路線を別紙のとおり変更することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井 信吾

提案理由

市と岡堰土地改良区との間で協定を締結し、それぞれが管理する橋を明確にするとともに、旧取手市区域と旧藤代町区域の道路台帳を統合したことに伴い、市道路線を整理するため、議会の議決を求めるものです。

市道路線の変更

路線名		起点 (番地先)	延長(m)	幅員	最大(m)	変更図
		終点 (番地先)			最小(m)	
2-4065 号線	変更前	岡 1958	488.80		4.00	1
		岡 249-2			2.00	
	変更後	岡 1958	345.50		4.00	
		岡 207			2.70	
2-4067 号線	変更前	岡 18-2	138.70		3.00	
		岡 188			2.70	
	変更後	岡 182-3	97.40		2.70	
		岡 190			2.70	
2-4120 号線	変更前	岡 866	166.70		3.50	2
		岡 1950			2.20	
	変更後	岡 866	83.10		3.00	
		岡 858-1			2.70	
2-4146 号線	変更前	山王 1040	1061.60		3.00	3
		和田 334			2.60	
	変更後	山王 1040	476.60		3.00	
		和田 548			2.70	
2-4148 号線	変更前	山王 1275	876.70		3.50	4
		和田 446			2.60	
	変更後	山王 1275	353.70		3.50	
		和田 513			2.60	
2-4154 号線	変更前	山王 1039	669.90		4.30	5
		山王 402-2			2.90	
	変更後	山王 1039	408.10		4.30	
		山王 1094			3.00	
2-4251 号線	変更前	神住 138	780.60		6.70	6
		神住 427			2.80	
	変更後	神住 138	387.70		4.50	
		神住 291			2.80	
2-4255 号線	変更前	神住 148	671.10		4.70	
		神住 385			3.00	
	変更後	神住 148	278.70		4.00	
		神住 293			3.20	

2-4257 号線	変更前	神住 335	623.20	4.70		
		山王 675		2.70		
	変更後	神住 335	230.50	3.50		
		神住 319		3.50		
2-4253 号線	変更前	山王 592	1023.00	4.60		7
		神住 460		2.60		
	変更後	山王 592	753.00	3.00		
		神住 418		2.60		
2-4264 号線	変更前	山王 702	437.40	4.50	8	
		山王 716		3.20		
	変更後	山王 702	343.30	4.50		
		山王 711		3.80		
2-4265 号線	変更前	山王 732	452.60	4.00	9	
		山王 749		3.20		
	変更後	山王 732	334.00	4.00		
		山王 744		4.00		
2-4266 号線	変更前	山王 766	461.50	3.80	10	
		山王 779		3.20		
	変更後	山王 766	343.40	3.80		
		山王 776		3.60		
2-4313 号線	変更前	中内 236	1510.90	4.00	11	
		櫛木 1400		2.40		
	変更後	中内 236	844.90	4.00		
		中内 380		3.70		
2-4339 号線	変更前	山王 2120	838.10	5.20	12	
		山王 576		3.70		
	変更後	山王 2120	401.40	4.30		
		山王 2144-2		3.80		
2-4340 号線	変更前	山王 2061	792.30	5.50	13	
		中内 551		3.30		
	変更後	山王 2061	391.60	4.20		
		山王 2084-1		3.30		

2-4341 号線	変更前	山王 10	748.80	3.70	1 4
		中内 582		3.10	
	変更後	山王 10	381.50	3.70	
		山王 1980		3.10	
2-4377 号線	変更前	清水 145-2	950.20	6.00	1 5
		柵木 2081		1.90	
	変更後	清水 145-2	368.20	4.00	
		清水 83		1.90	
2-4385 号線	変更前	清水 33	903.60	5.50	1 6
		中内 482		3.50	
	変更後	清水 33	371.60	4.00	
		山王 1920		3.50	
2-5488 号線	変更前	平野 277	370.50	5.00	1 7
		平野 303		3.50	
	変更後	平野 277-2	203.10	3.80	
		平野 271		3.60	
2-5505 号線	変更前	平野 231	862.00	6.50	1 8
		平野 400		3.70	
	変更後	平野 231	209.00	6.00	
		平野 190		6.00	
2-4130 号線	変更前	岡 1469 - 2	651.90	2.70	1 9
		岡 1553		2.50	
	変更後	岡 1469 - 2	546.50	2.70	
		寺田 739		2.50	
0154 号線	変更前	山王 1319 - 1	137.80	8.50	2 0
		山王 1625 - 2		6.00	
	変更後	山王 1319 - 1	84.00	6.50	
		山王 1623		6.00	
2-5166 号線	変更前	小泉 538 - 3	647.10	4.20	2 1
		小泉 263		2.50	
	変更後	小泉 538 - 3	405.10	2.50	
		小泉 269		2.50	

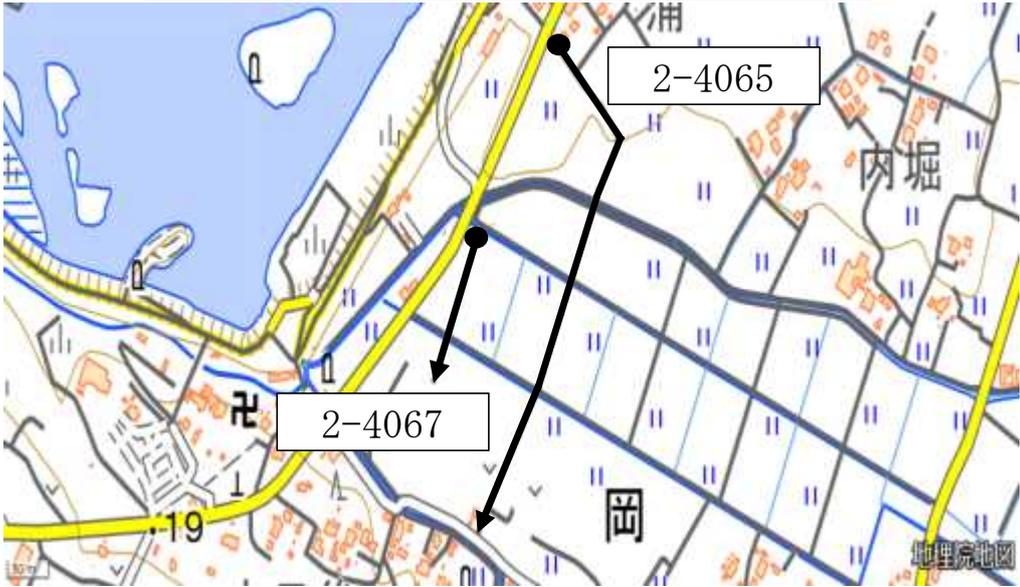
1-5256 号線	変更前	小文間 5965	1066.80	9.20	2 2
		小文間 2271 - 1		3.00	
	変更後	小文間 5965	1022.70	9.20	
		小文間 2171-1		3.00	
2-5792 号線	変更前	渋沼 1	652.70	5.50	2 3
		渋沼 1712		2.50	
	変更後	渋沼 1	428.50	5.50	
		渋沼 1663		4.40	
1-5081 号線	変更前	小文間 5959	99.80	4.68	2 4
		小文間 5954		4.02	
	変更後	小文間 5958	110.00	4.68	
		渋沼 1637		3.30	

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 1 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4065	488.80m	2.00m~4.00m
2-4067	138.70m	2.70m~3.00m
起点●・終点→		

変更図 1 (変更後)



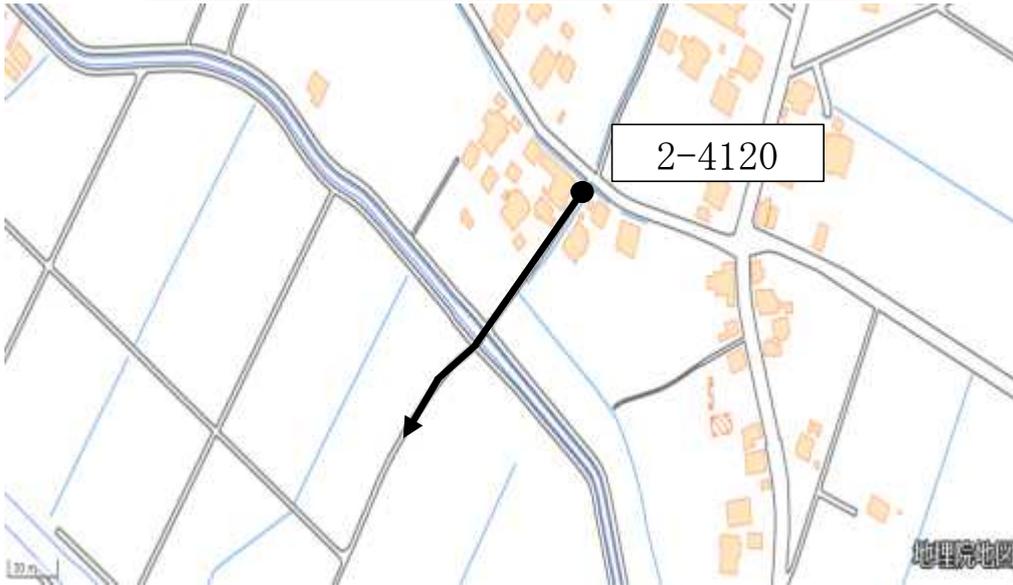
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4065	345.50m	2.70m~4.00m
2-4067	97.40m	2.70m
起点●・終点→		

位置図



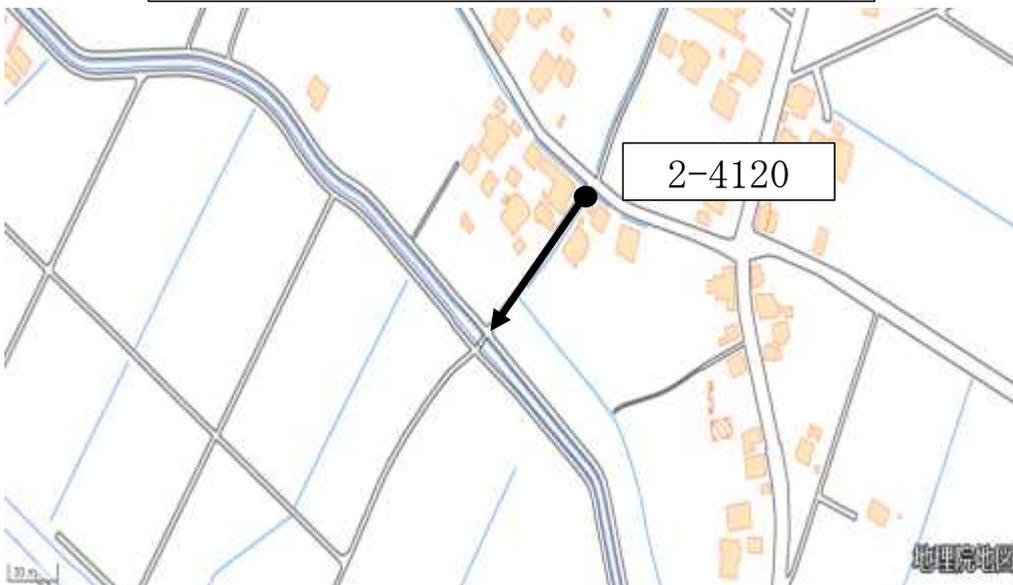
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 2 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4120	166.70m	2.20m~3.50m
起点●・終点→		

変更図 2 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4120	83.10m	2.70m~3.00m
起点●・終点→		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 3 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4146	1061.60m	2.60m~3.00m
起点●・終点→		

変更図 3 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4146	476.60m	2.70m~3.00m
起点●・終点→		

変更図 4 (変更前)



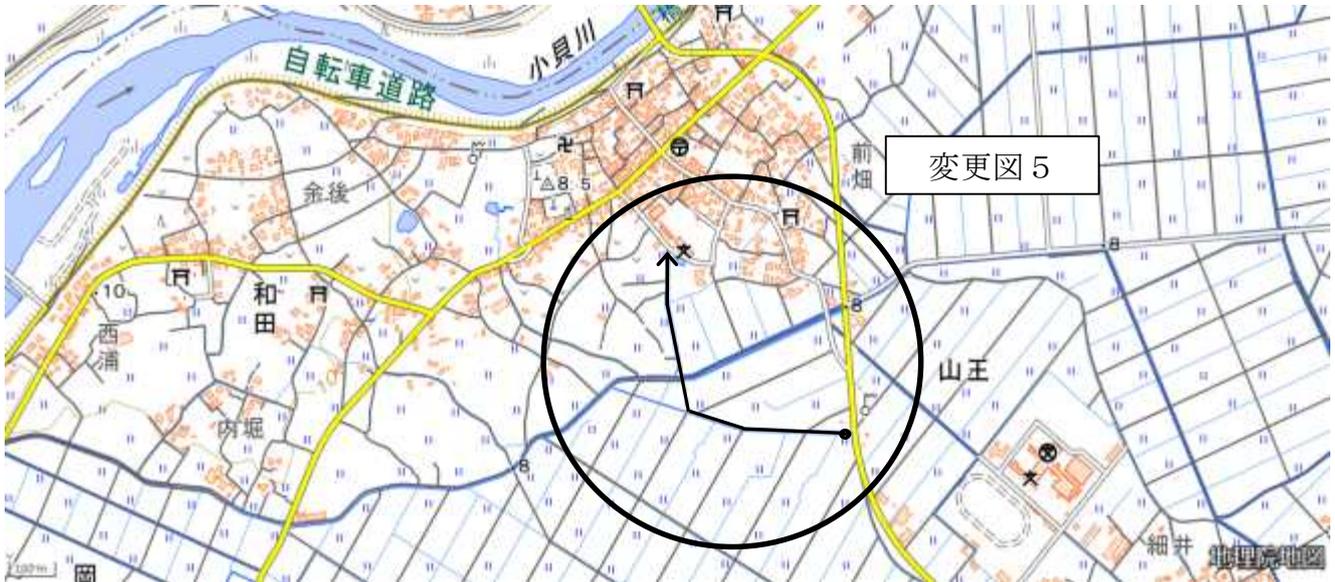
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4148	876.70m	2.60m~3.50m
起点●・終点→		

変更図 4 (変更後)



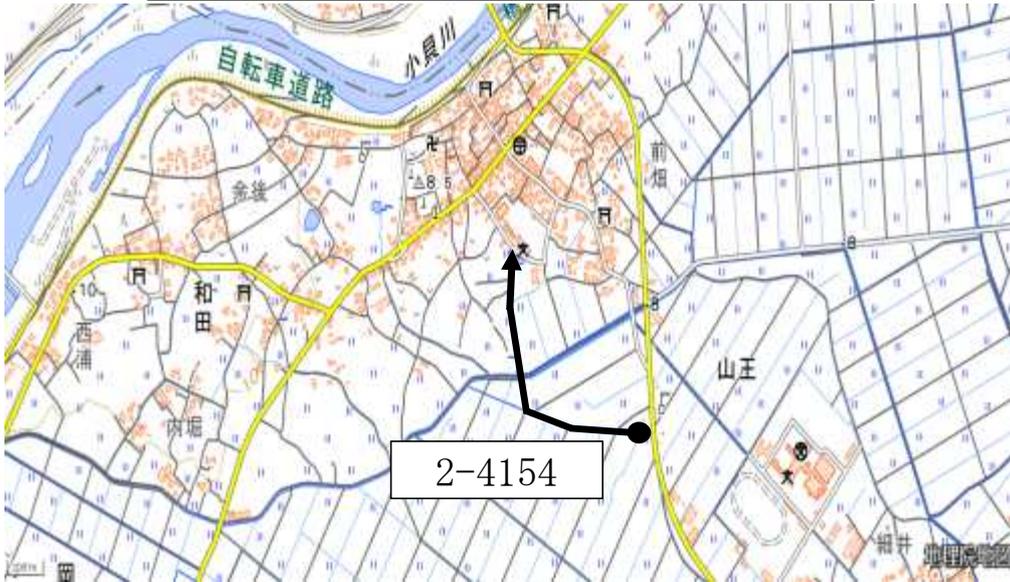
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4148	353.70m	2.60m~3.50m
起点●・終点→		

位置図



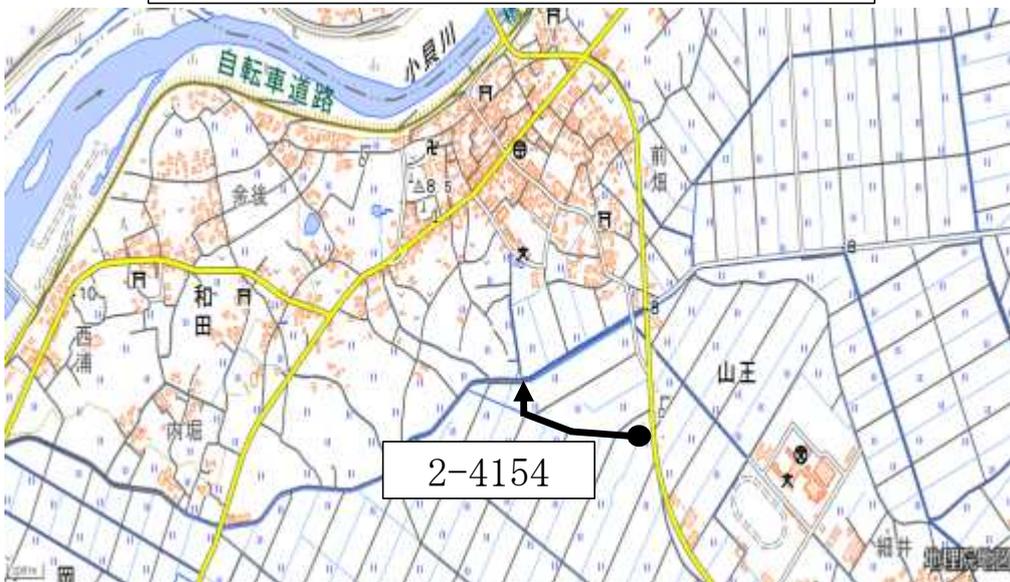
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2Jhf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 5 (変更前)



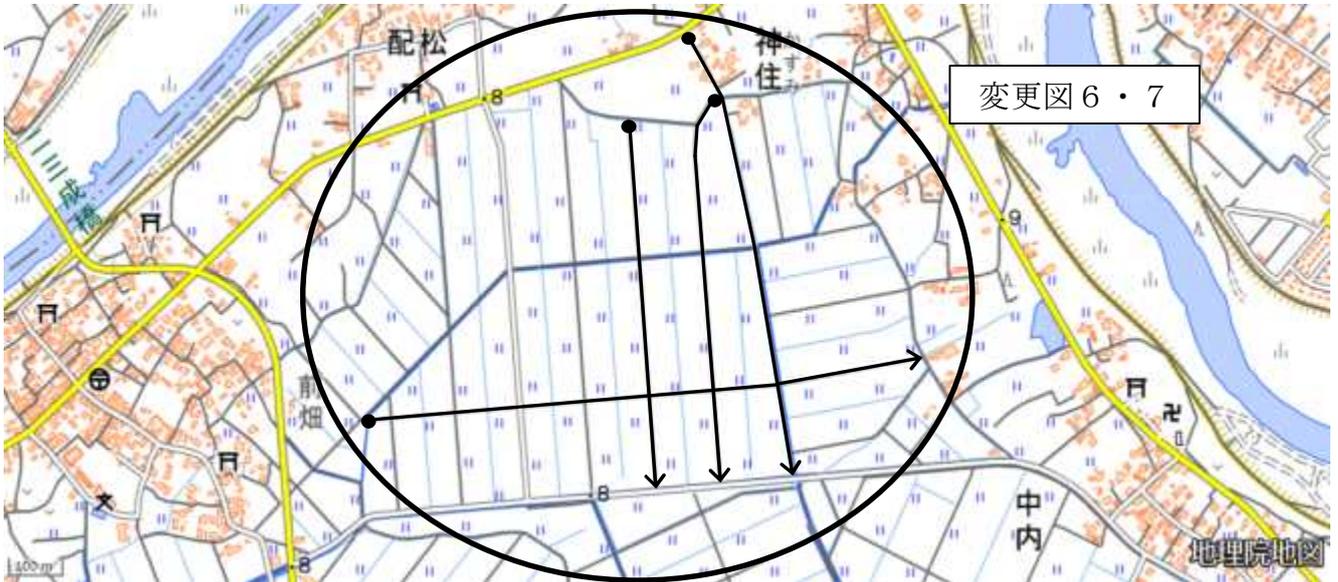
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4154	669.90m	2.90m~4.30m
起点●・終点→		

変更図 5 (変更後)



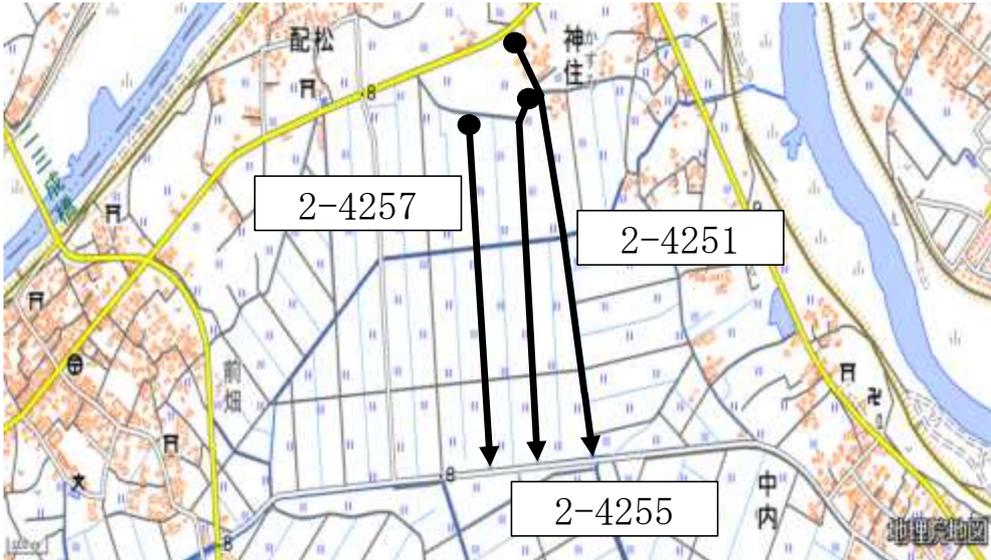
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4154	408.10m	3.00m~4.30m
起点●・終点→		

位置図



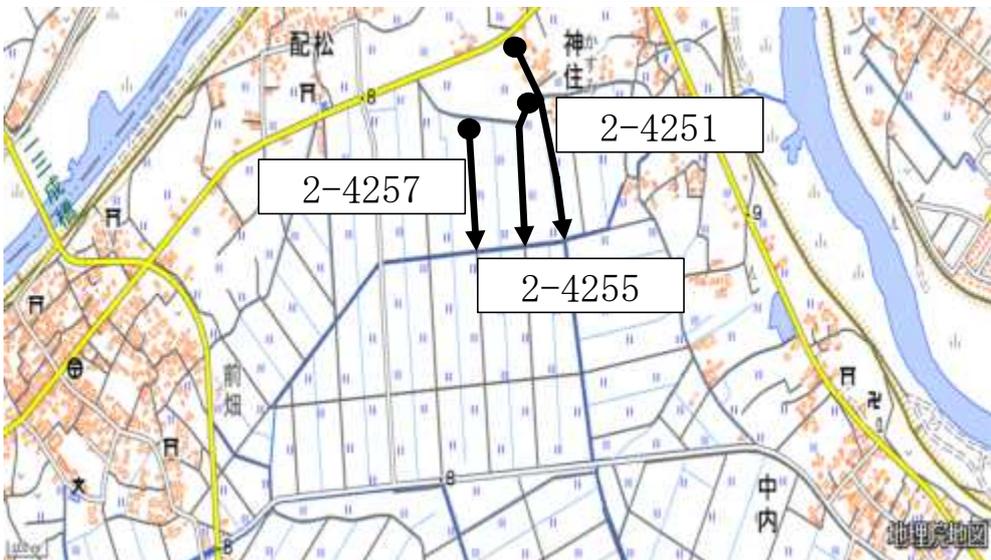
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 6 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4251	780.60m	2.80m~6.70m
2-4255	671.10m	3.00m~4.70m
2-4257	623.20m	2.70m~4.70m
起点●・終点→		

変更図 6 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4251	387.70m	2.80m~4.50m
2-4255	278.70m	3.20m~4.00m
2-4257	230.50m	3.50m
起点●・終点→		

変更図 7 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4253	1023.00m	2.60m~4.60m
起点●・終点→		

変更図 7 (変更後)



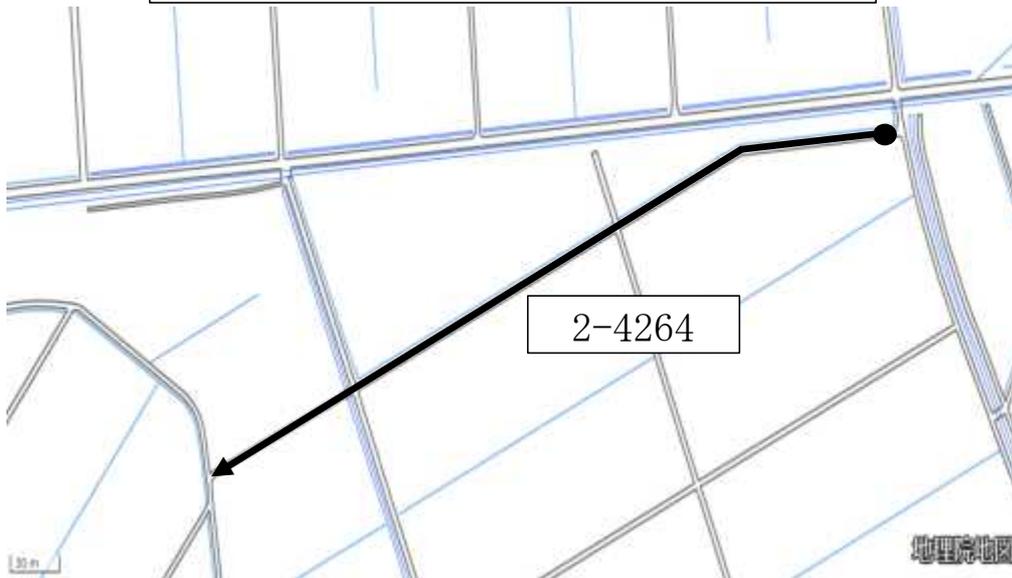
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4253	753.00m	2.60m~3.00m
起点●・終点→		

位置図



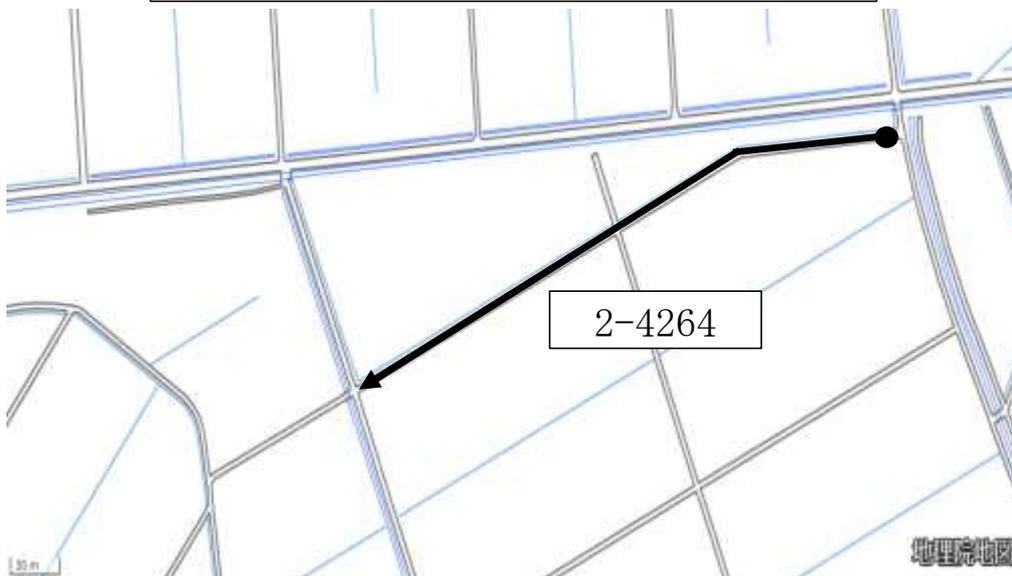
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 8 (変更前)



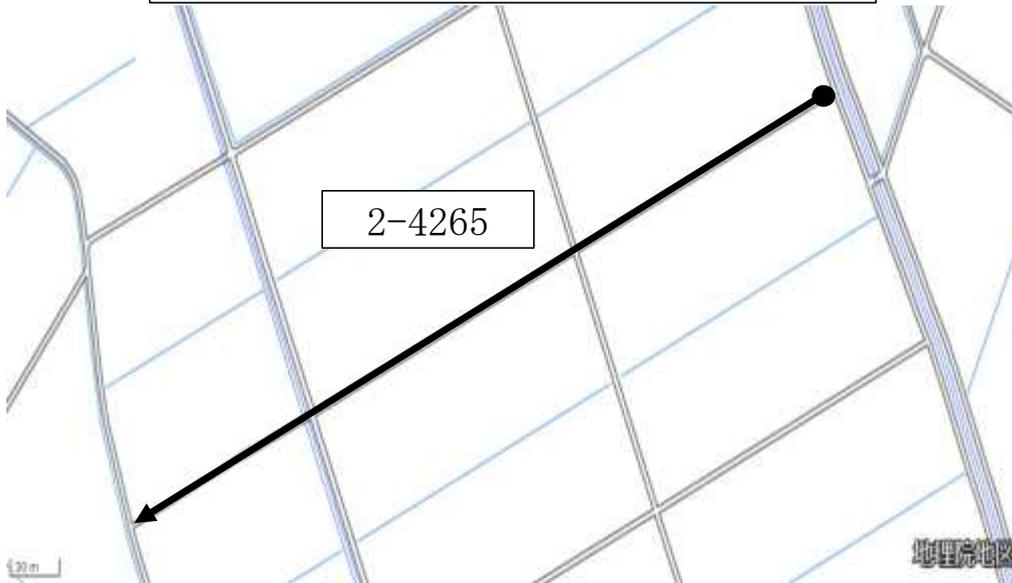
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4264	437.40m	3.20m~4.50m
起点●・終点→		

変更図 8 (変更後)



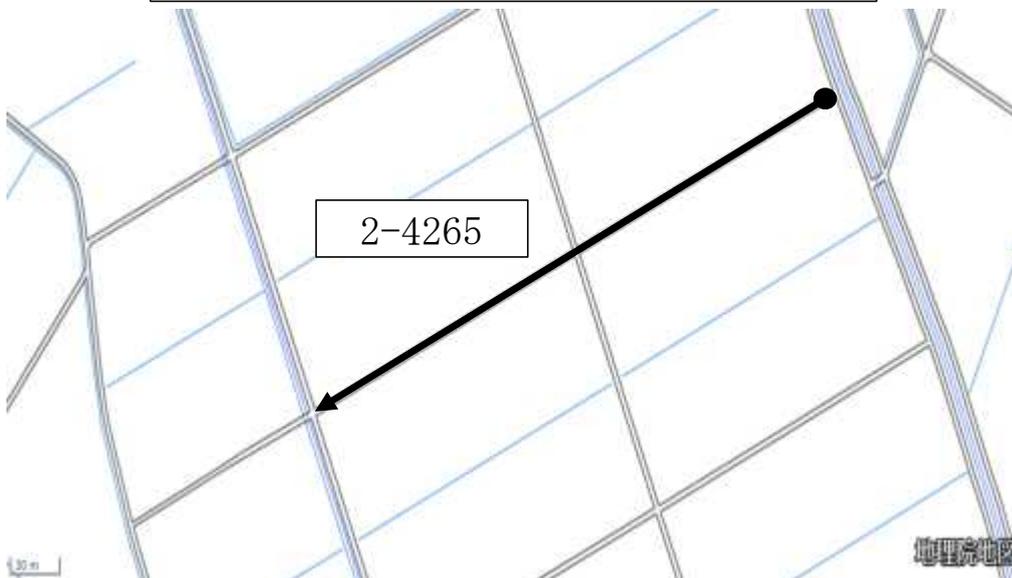
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4264	343.30m	3.80m~4.50m
起点●・終点→		

変更図 9 (変更前)



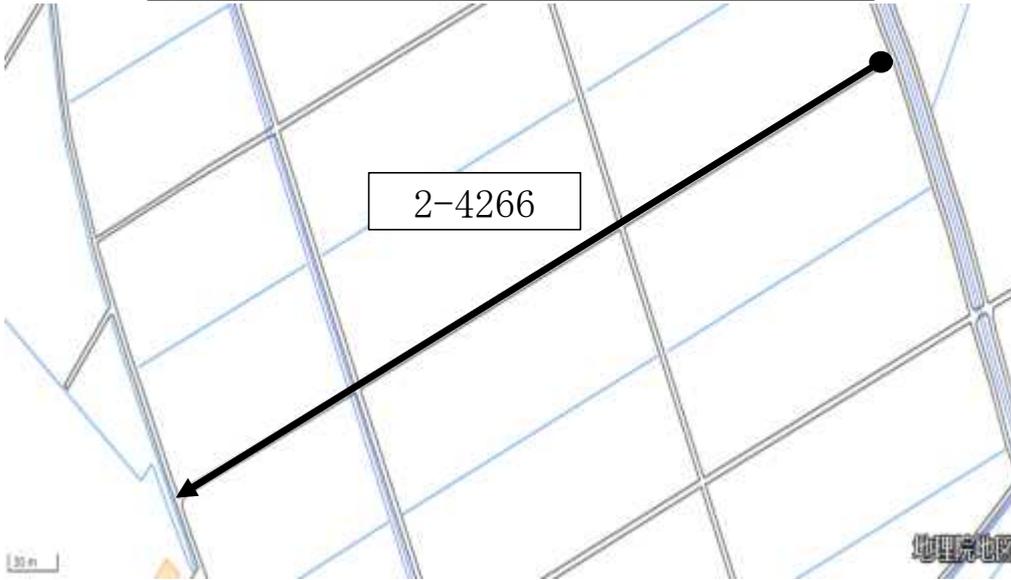
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4265	452.60m	3.20m~4.00m
起点●・終点→		

変更図 9 (変更後)



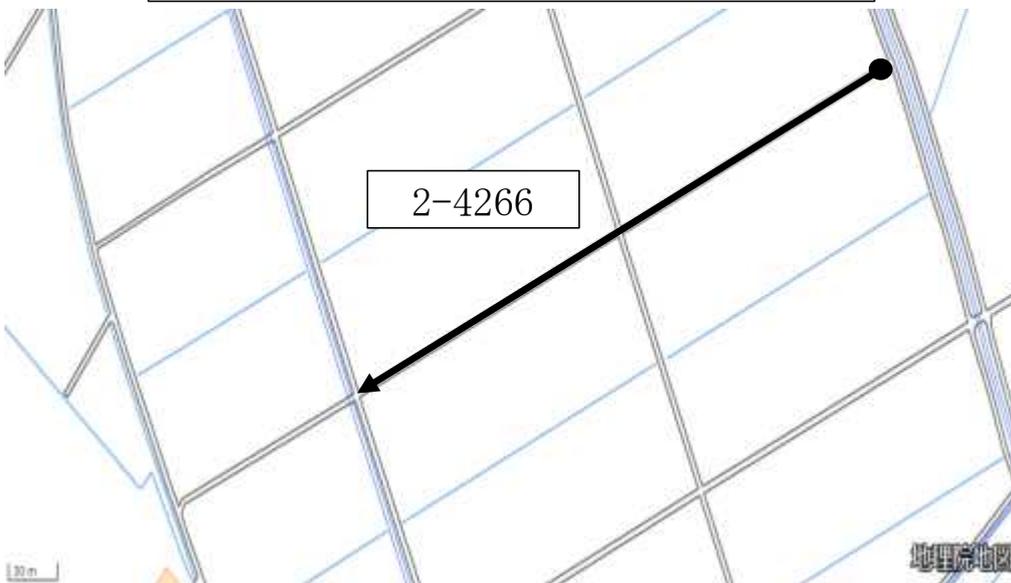
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4265	334.00m	4.00m
起点●・終点→		

変更図 1 0 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4266	461.50m	3.20m~3.80m
起点●・終点→		

変更図 1 0 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4266	343.40m	3.60m~3.80m
起点●・終点→		

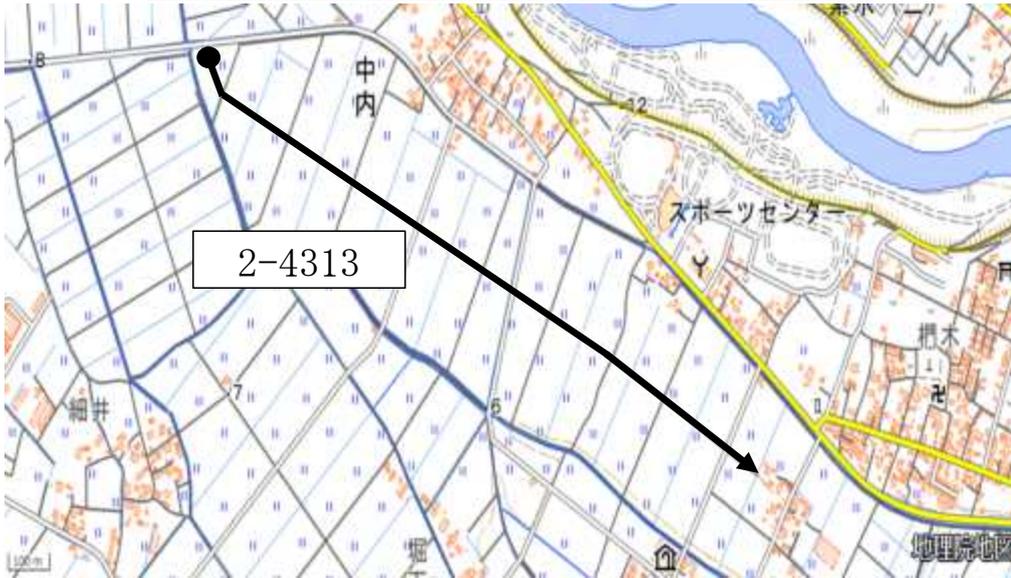
位置図

変更図 1 1



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 1 1 (変更前)



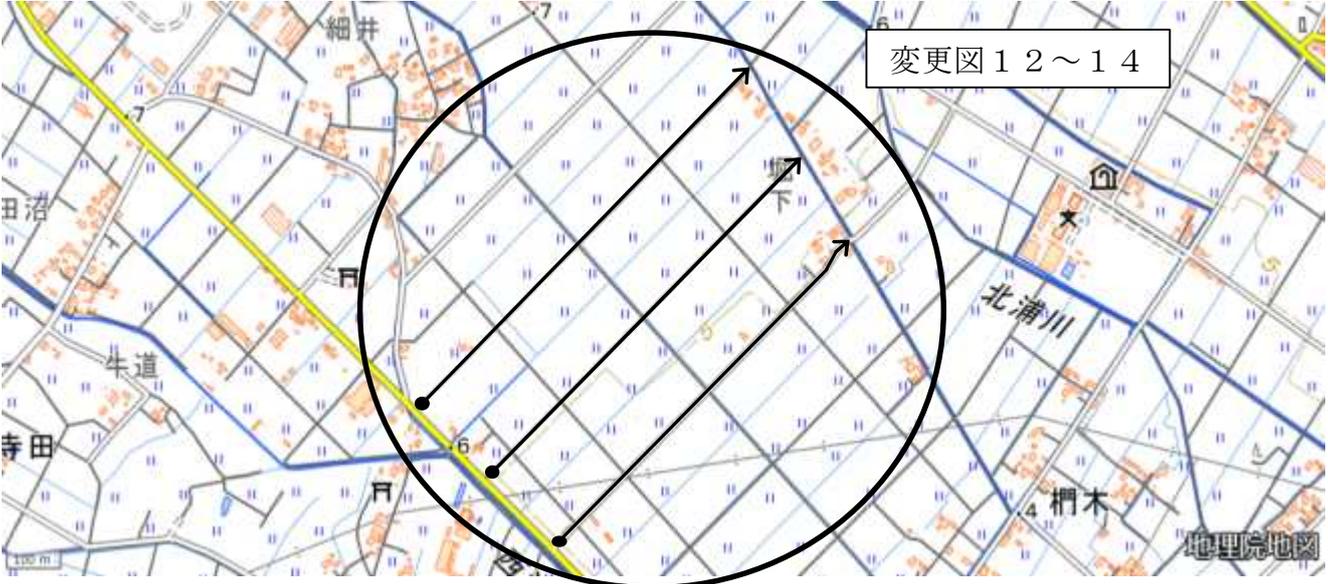
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4313	1510.90m	2.40m~4.00m
起点●・終点→		

変更図 1 1 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4313	844.90m	3.70m~4.00m
起点●・終点→		

位置図



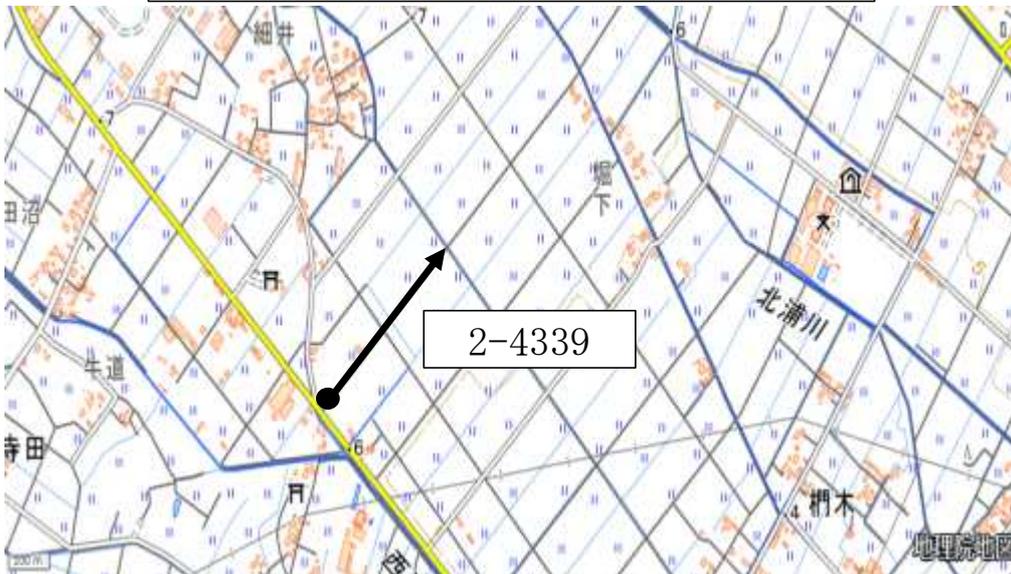
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 1 2 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4339	838.10m	3.70m~5.20m
起点●・終点→		

変更図 1 2 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4339	401.40m	3.80m~4.30m
起点●・終点→		

変更図 1 3 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4340	792.30m	3.30m~5.50m
起点●・終点→		

変更図 1 3 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4340	391.60m	3.30m~4.20m
起点●・終点→		

変更図 1 4 (変更前)



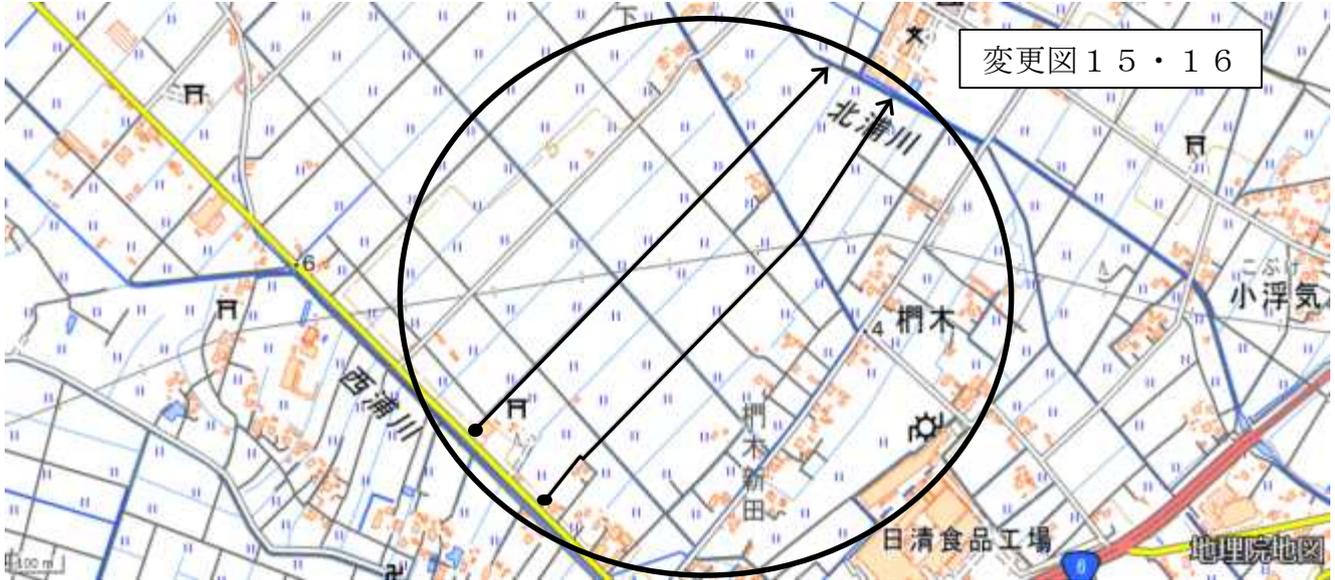
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4341	748.80m	3.10m~3.70m
起点●・終点→		

変更図 1 4 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4341	381.50m	3.10m~3.70m
起点●・終点→		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 1 5 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4377	950.20m	1.90m~6.00m
起点●・終点→		

変更図 1 5 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4377	368.20m	1.90m~4.00m
起点●・終点→		

変更図 1 6 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4385	903.60m	3.50m~5.50m
起点●・終点→		

変更図 1 6 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4385	371.60m	3.50m~4.00m
起点●・終点→		

位置図



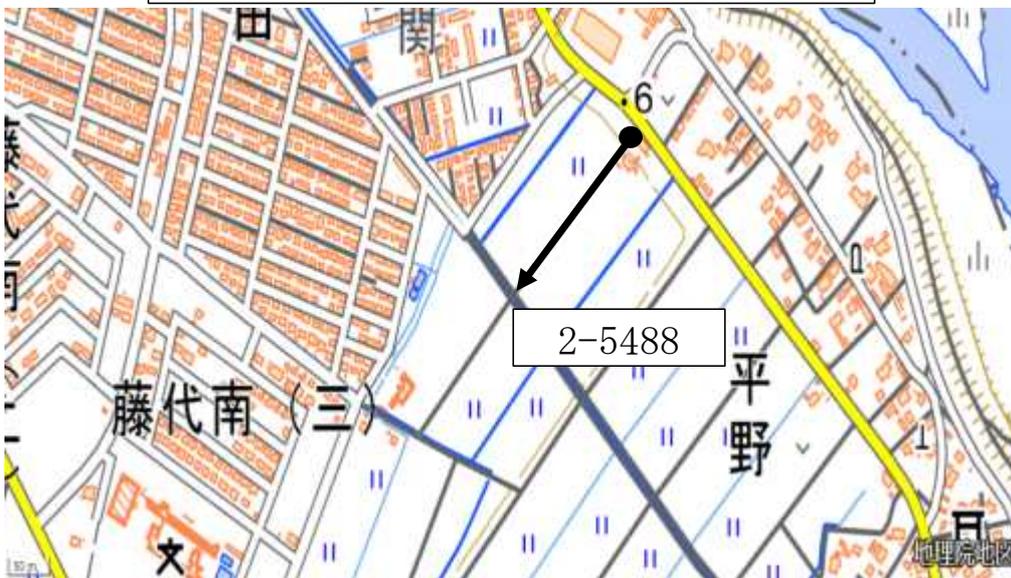
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 1 7 (変更前)



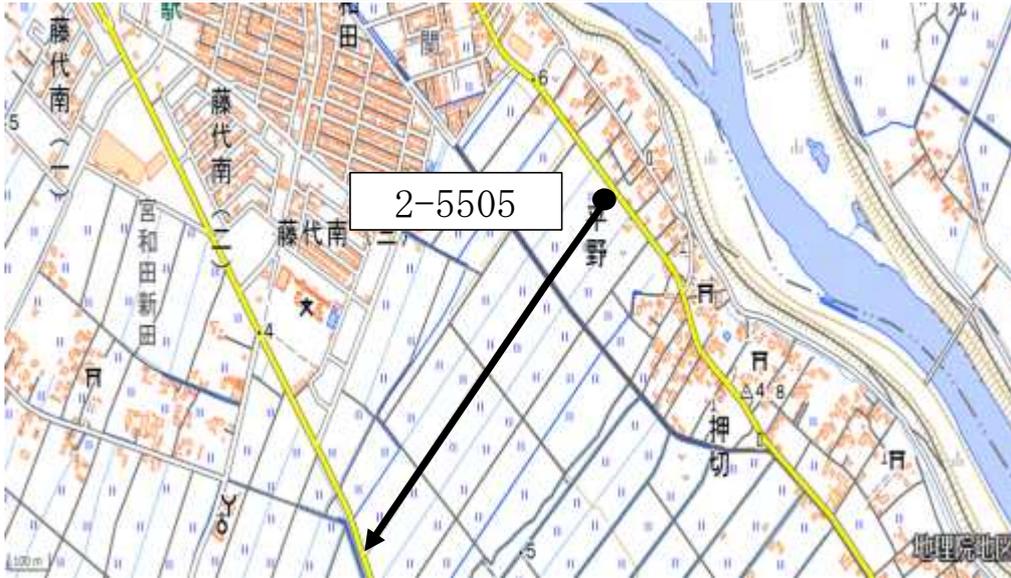
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5488	370.50m	3.50m~5.00m
起点●・終点→		

変更図 1 7 (変更後)



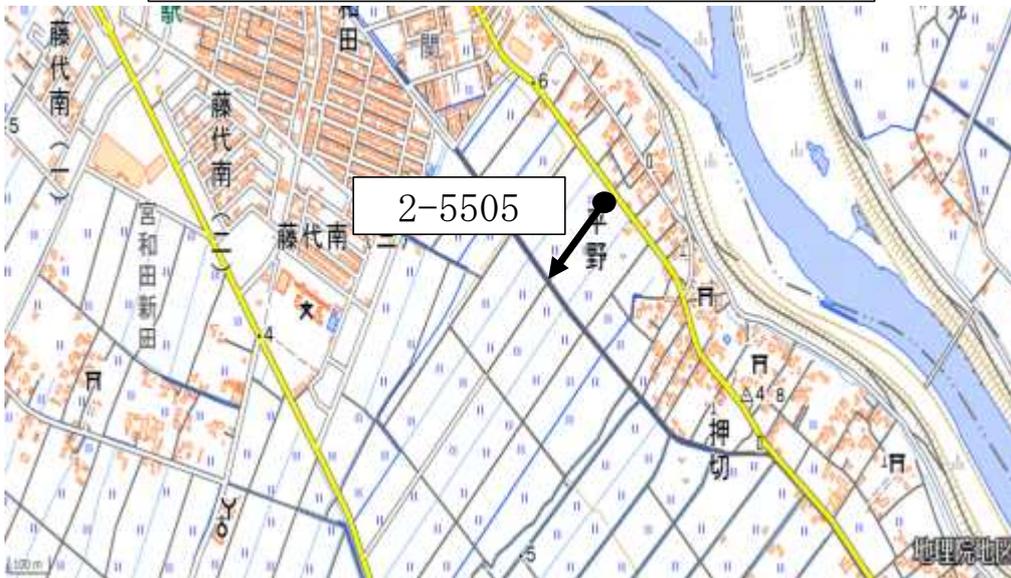
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5488	203.10m	3.60m~3.80m
起点●・終点→		

変更図 1 8 (変更前)



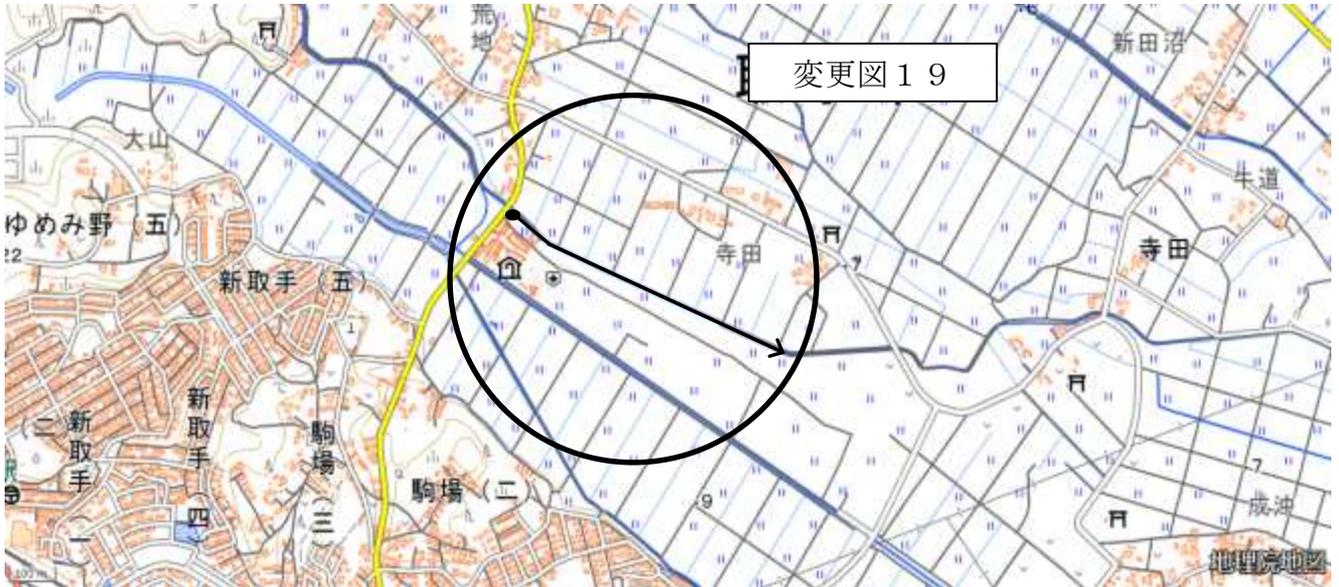
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5505	862.00m	3.70m~6.50m
起点●・終点→		

変更図 1 8 (変更後)



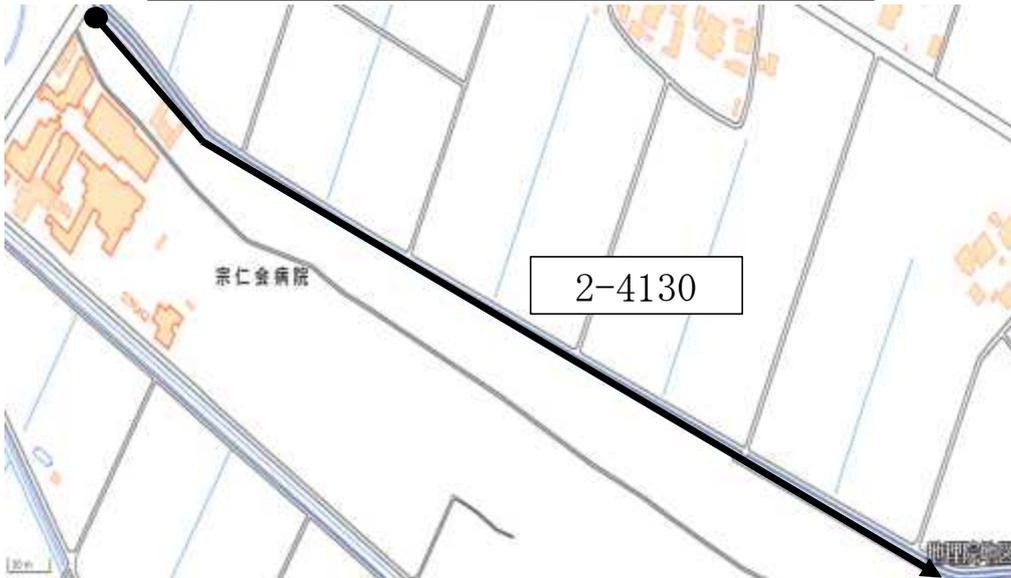
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5505	209.00m	6.00m
起点●・終点→		

位置図



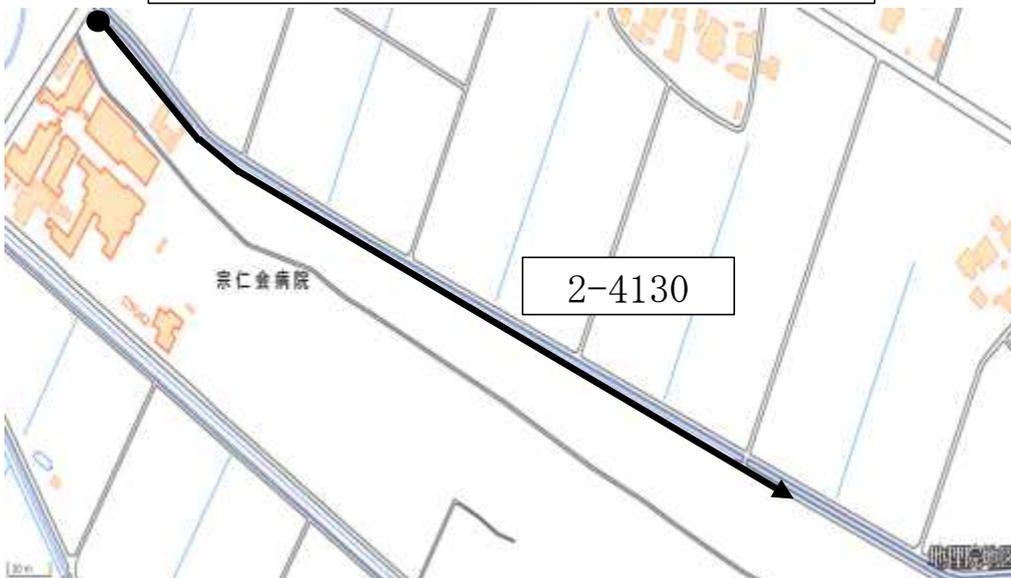
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 19 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4130	651.90m	2.50m~2.70m
起点●・終点→		

変更図 19 (変更後)



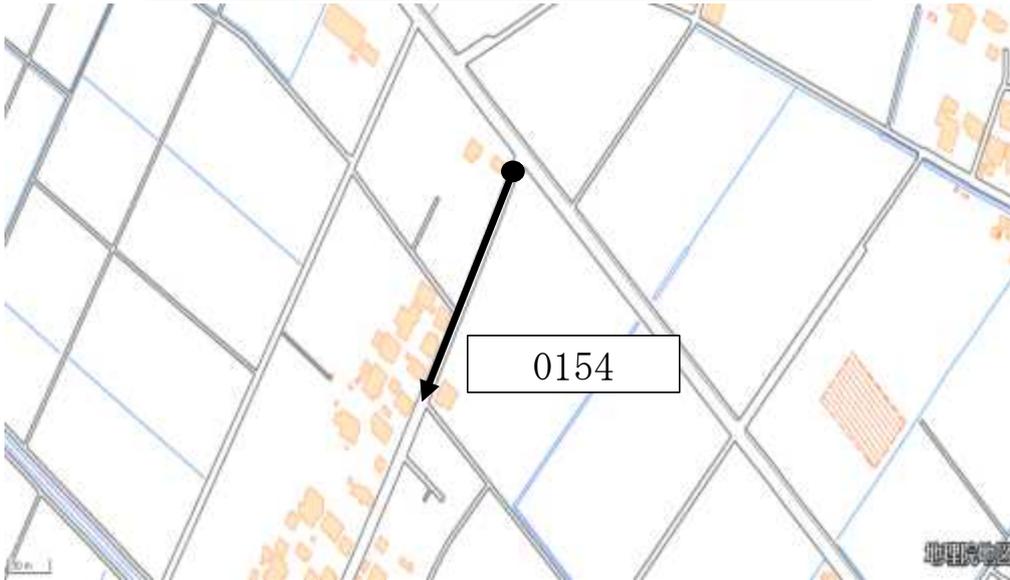
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4130	546.50m	2.50m~2.70m
起点●・終点→		

位置図



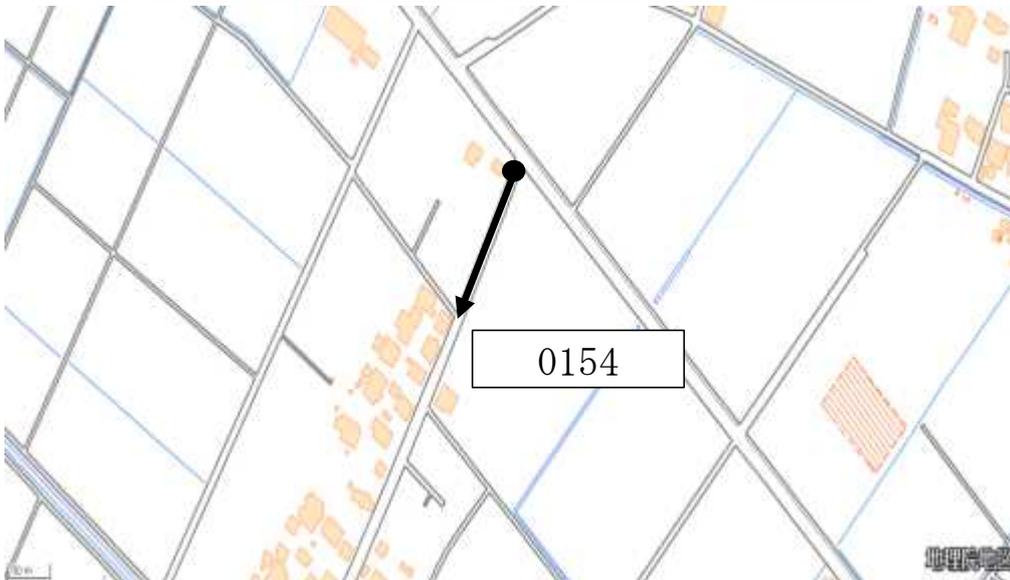
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 20 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
0154	137.80m	6.00m~8.50m
起点●・終点→		

変更図 20 (変更後)



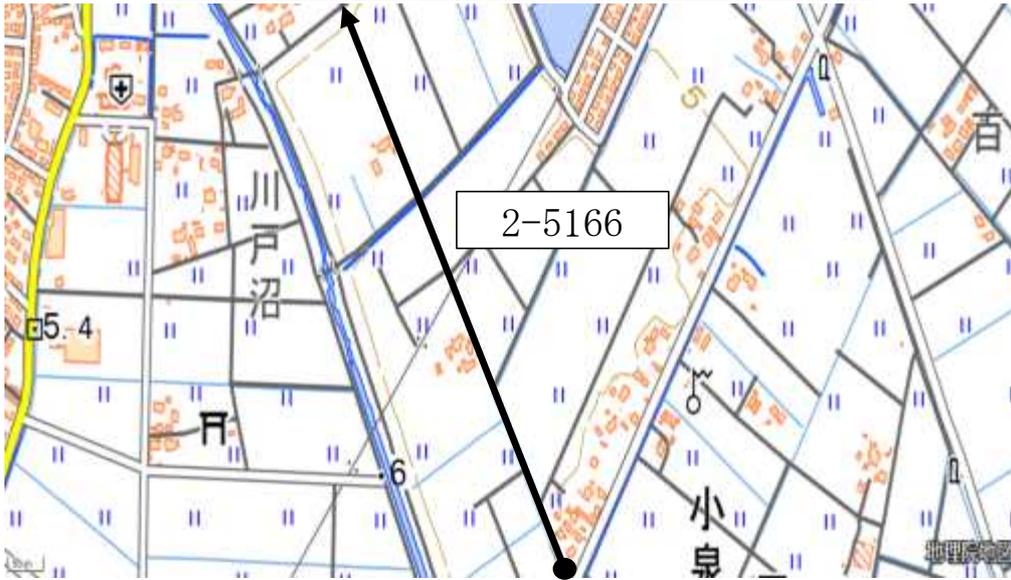
凡例		
路線番号	延長	幅員
0154	84.00m	6.00m~6.50m
起点●・終点→		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 2 1 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5166	647.10m	2.50m~4.20m
起点●・終点→		

変更図 2 1 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5166	405.10m	2.50m
起点●・終点→		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

変更図 2 2 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
1-5256	1066.80m	3.00m~9.20m
起点●・終点→		

変更図 2 2 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
1-5256	1022.70m	3.00m~9.20m
起点●・終点→		

変更図 2 3 (変更前)



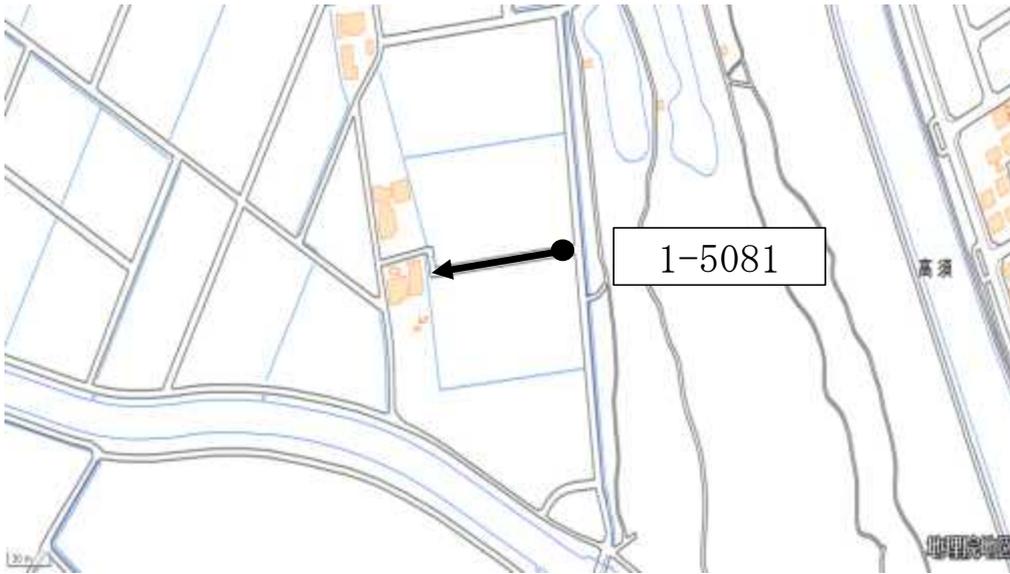
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5792	652.70m	2.50m~5.50m
起点●・終点→		

変更図 2 3 (変更後)



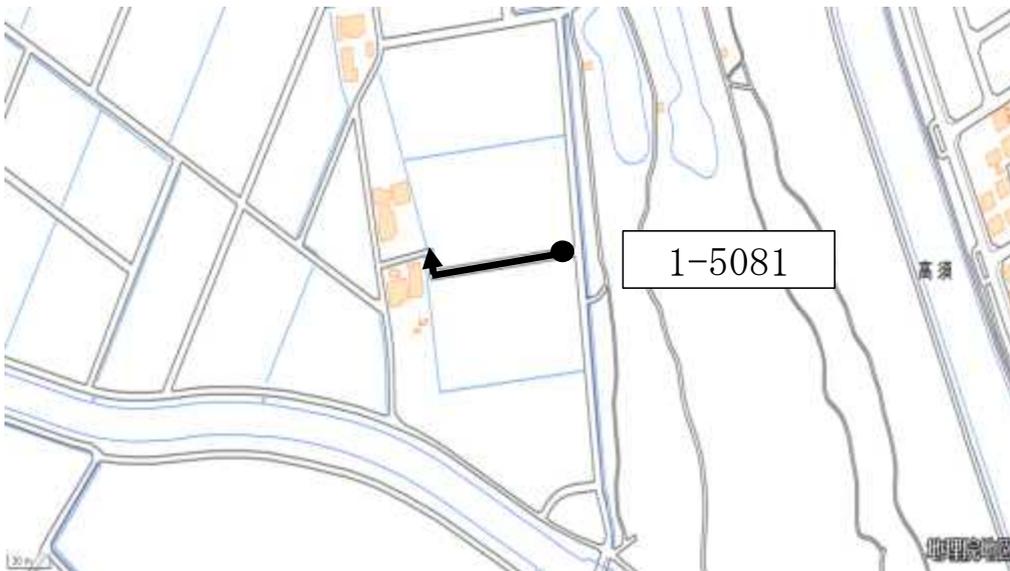
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5792	428.50m	4.40m~5.50m
起点●・終点→		

変更図 2 4 (変更前)



凡例		
路線番号	延長	幅員
1-5081	99.80m	4.02m~4.68m
起点●・終点→		

変更図 2 4 (変更後)



凡例		
路線番号	延長	幅員
1-5081	110.00m	3.30m~4.68m
起点●・終点→		

議案第69号

市道路線の認定について

市道路線を別紙のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

市と岡堰土地改良区との間で協定を締結し、それぞれが管理する橋を明確にしたことに伴い、市が管理しない橋の部分の市道路線を整理するため、議会の議決を求めるものです。

市道路線の認定

路線名	起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大(m)	認定図
	終点 (番地先)			最小(m)	
2-4667 号線	岡 204	137.30		2.40	1
	岡 249-1			2.00	
2-4668 号線	岡 185	35.60		3.00	
	岡 188			3.00	
2-4669 号線	岡 1951	71.90		3.50	2
	寺田 2285			3.20	
2-4670 号線	和田 312	494.80		2.70	3
	和田 334			2.70	
2-4671 号線	和田 422	514.10		3.00	
	和田 446			2.90	
2-4672 号線	山王 479-1	250.50		4.20	4
	山王 402-2			4.20	
2-4673 号線	神住 407	388.10		3.50	5
	神住 428			3.00	
2-4674 号線	神住 363	385.90		4.30	
	神住 385			3.00	
2-4675 号線	配松 127	386.80		3.50	
	山王 675			2.70	
2-4686 号線	神住 443	261.60		3.20	
	神住 460			3.20	
2-4676 号線	山王 693	86.70		4.00	6
	山王 716			4.00	
2-4677 号線	山王 721	110.90		3.40	
	山王 749			3.40	
2-4678 号線	山王 753	110.60		3.80	7
	山王 779			3.80	
2-4680 号線	中内 401	659.10		4.00	8
	櫛木 1400			2.40	
2-4681 号線	山王 2103	429.40		5.20	9
	中内 576			4.00	
2-4682 号線	山王 2034	393.70		5.50	
	中内 551			4.00	

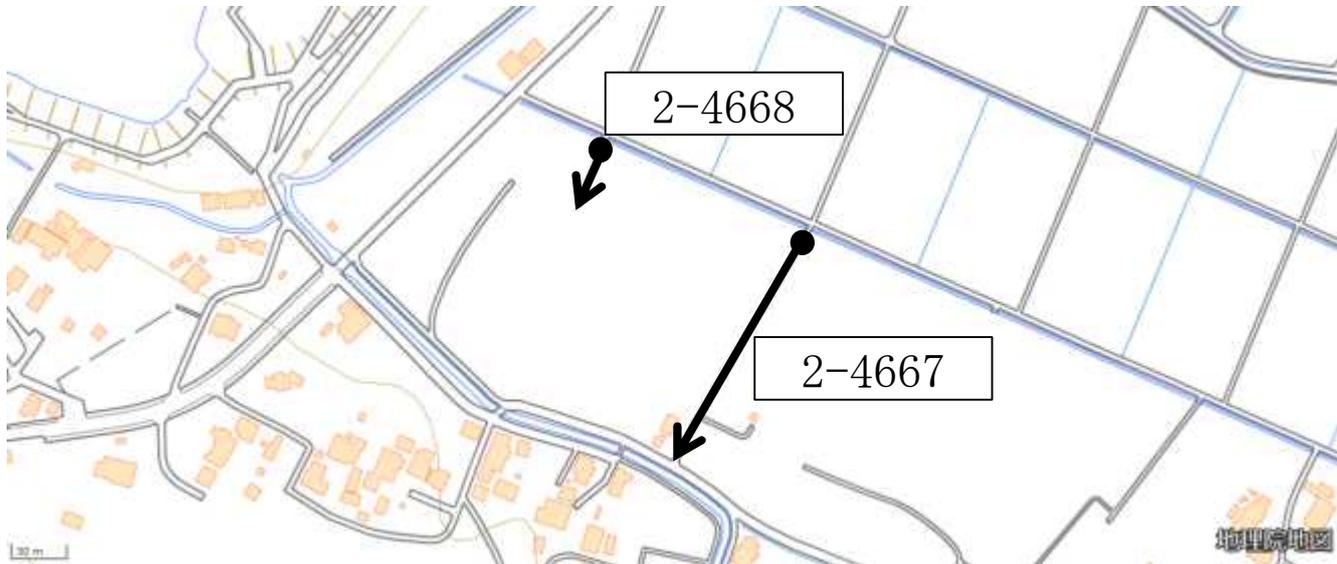
2-4683 号線	山王 1945	360.50	3.50	
	中内 582		3.20	
2-4684 号線	梶木 2059	575.00	6.00	1 0
	梶木 2081		4.00	
2-4685 号線	梶木 2123-1	525.30	5.50	
	中内 482		4.00	
2-5524 号線	平野 299	158.30	5.00	1 1
	平野 303		3.50	
2-5525 号線	平野 377	643.50	6.00	1 2
	平野 400-2		4.00	

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2Jhf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

認定図 1



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4667	137.30m	2.00m～2.40m
2-4668	35.60m	3.00m
起点 ● 終点 →		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2Jhf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

認定図 2



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

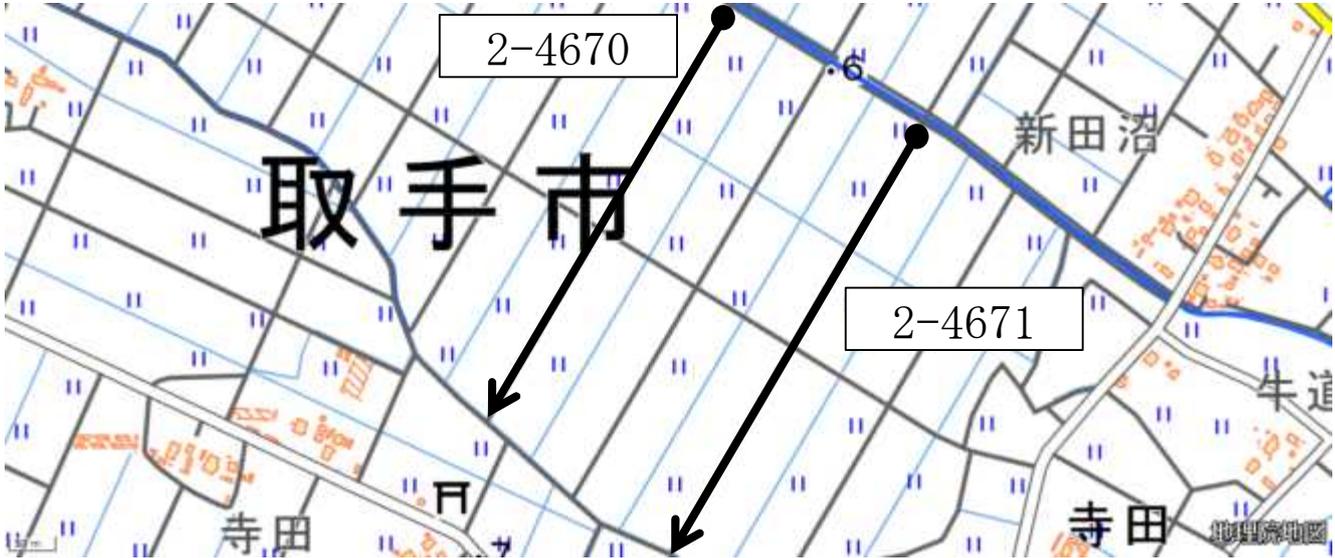
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4669	71.90m	3.20m～3.50m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2Jhf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

認定図 3



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2Jhf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4670	494.80m	2.70m
2-4671	514.10m	2.90m～3.00m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2Jhf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

認定図 4



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

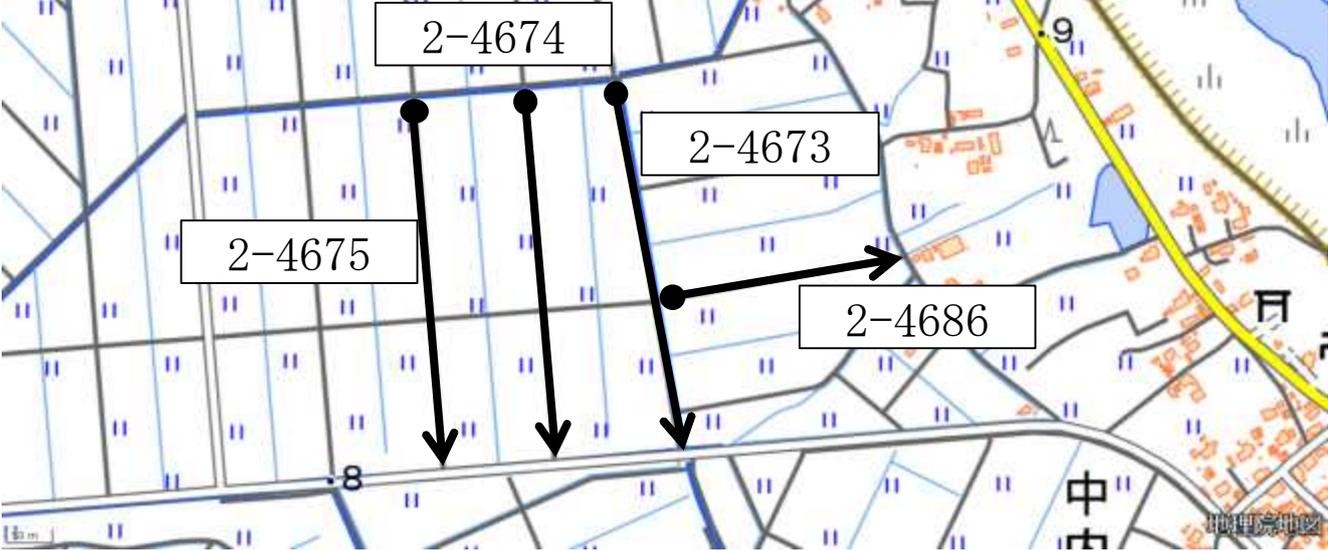
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4672	250.50m	4.20m
起点 ● 終点 →		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

認定図 5



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

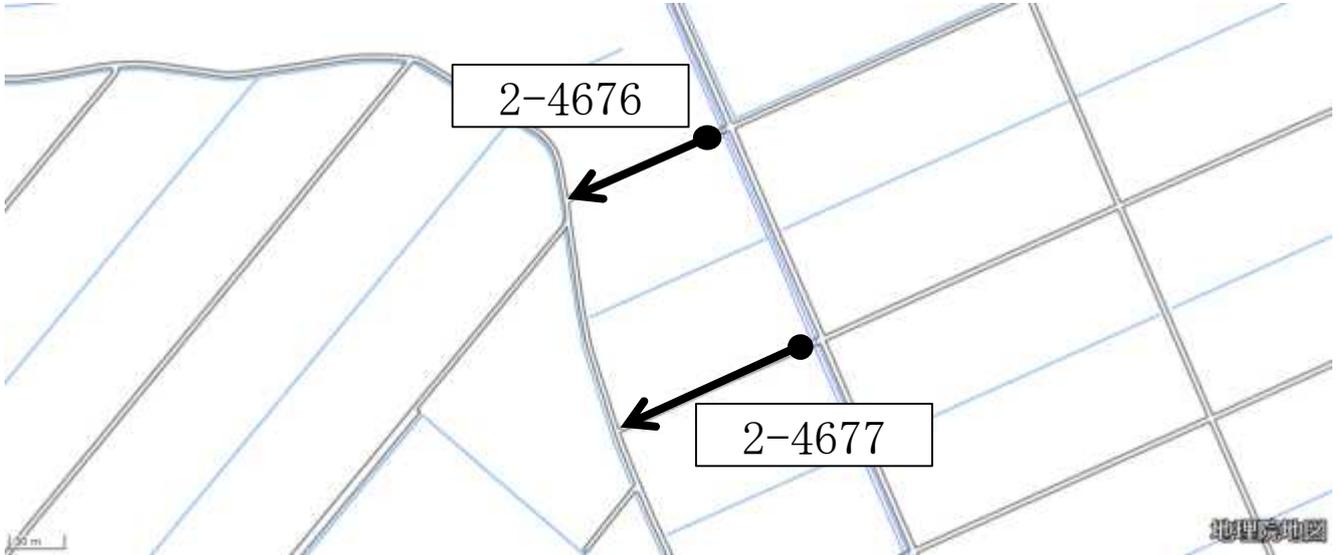
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4673	388.10m	3.00m～3.50m
2-4674	385.90m	3.00m～4.30m
2-4675	386.80m	2.70m～3.50m
2-4686	261.60m	3.20m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

認定図 6



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4676	86.70m	4.00m
2-4677	110.90m	3.40m
起点 ● ・ 終点 →		

認定図 7



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

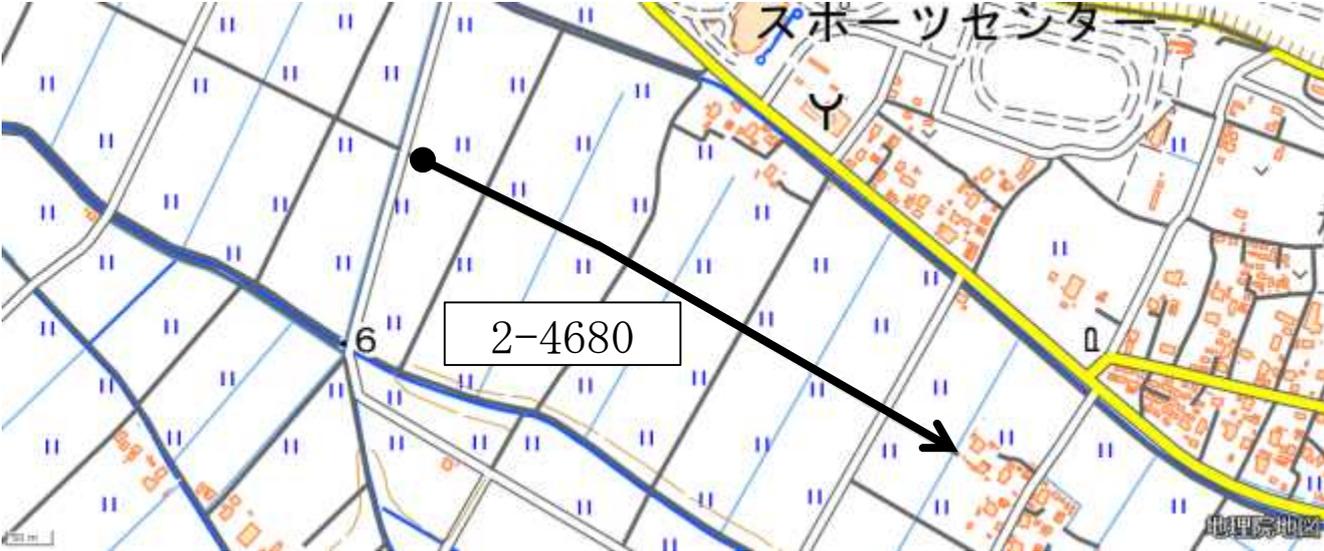
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4678	110.60m	3.80m
起点 ● ・ 終点 ➡		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

認定図 8



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

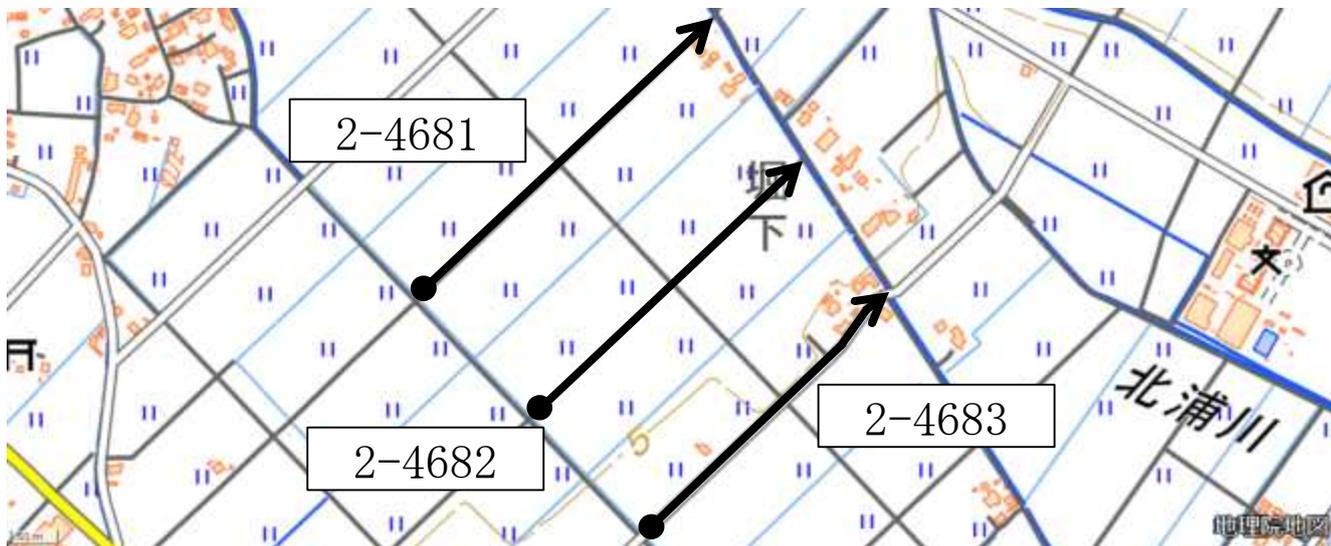
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4680	659.10m	2.40m～4.00m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

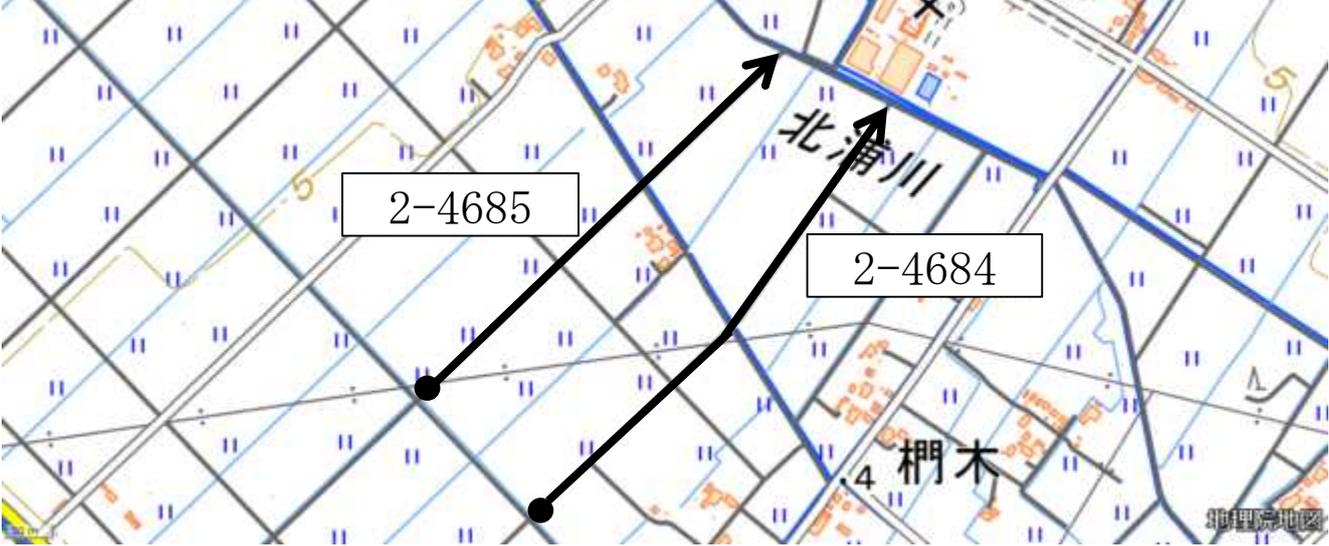
認定図 9



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4681	429.40m	4.00m～5.20m
2-4682	393.70m	4.00m～5.50m
2-4683	360.50m	3.20m～3.50m
起点 ● ・ 終点 →		

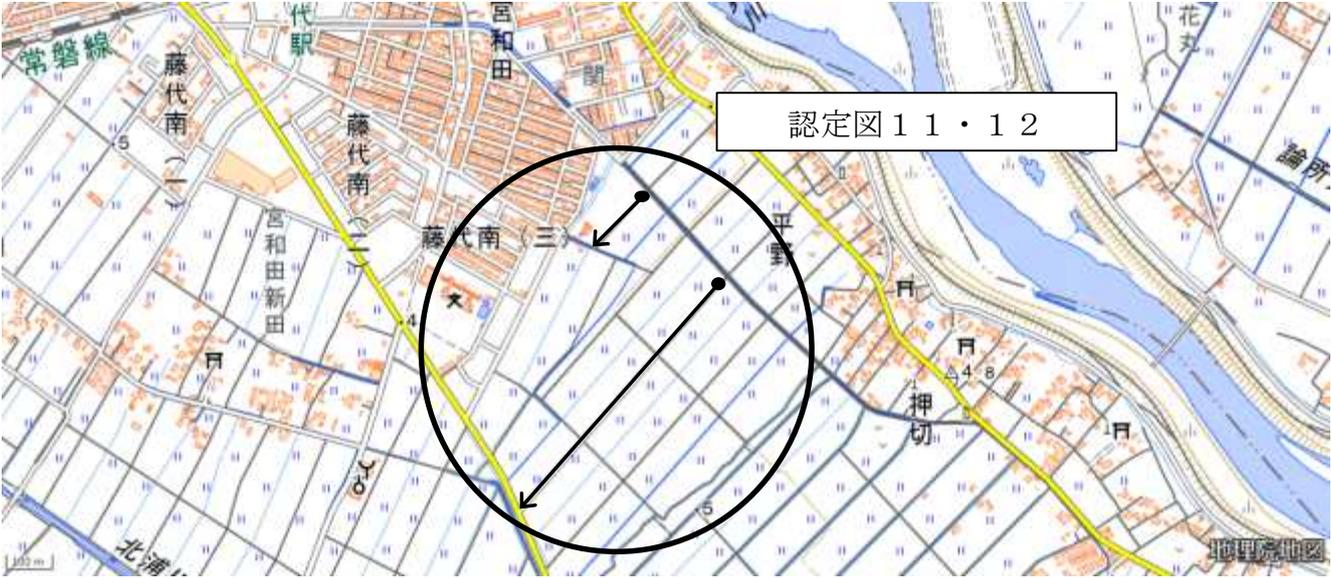
認定図 10



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4684	575.00m	4.00m～6.00m
2-4685	525.30m	4.00m～5.50m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

認定図 11



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5524	158.30m	3.50m～5.00m
起点 ● ・ 終点 →		

認定図 12



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5525	643.50m	4.00m～6.00m
起点 ● ・ 終点 →		

議案第70号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点(番地先)	延長 (m)	幅員	最大(m)	廃止図
	終点(番地先)			最小(m)	
2-4021号線	岡 1058	27.80		3.00	1
	岡 1057 - 3			3.00	
2-4282号線	和田 513	422.90		2.30	2
	山王 1310			1.50	
1-3056号線	寺田 120 - 1	424.20		5.20	3
	寺田 141			3.50	
2-5134号線	清水 1 - 37	638.10		3.20	4
	清水 28 - 2			2.50	
2-5164号線	小泉 262	352.00		3.00	5
	清水 28 - 123			2.50	
2-5165号線	清水 276	204.00		2.50	6
	清水 281			2.50	
2-5218号線	小泉 1576	33.90		4.40	7
	小泉 1576			2.60	

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

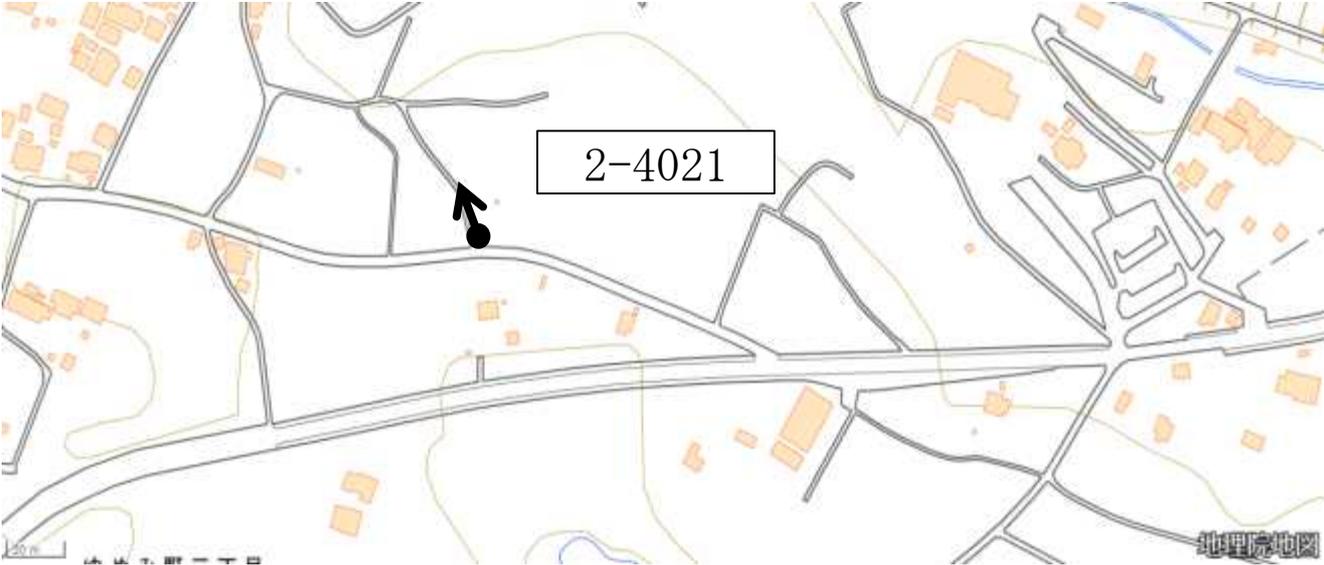
旧取手市区域と旧藤代町区域の道路台帳を統合したことに伴い、旧取手市及び旧藤代町それぞれで重複して認定していた区域境界線に係る市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2Jhf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

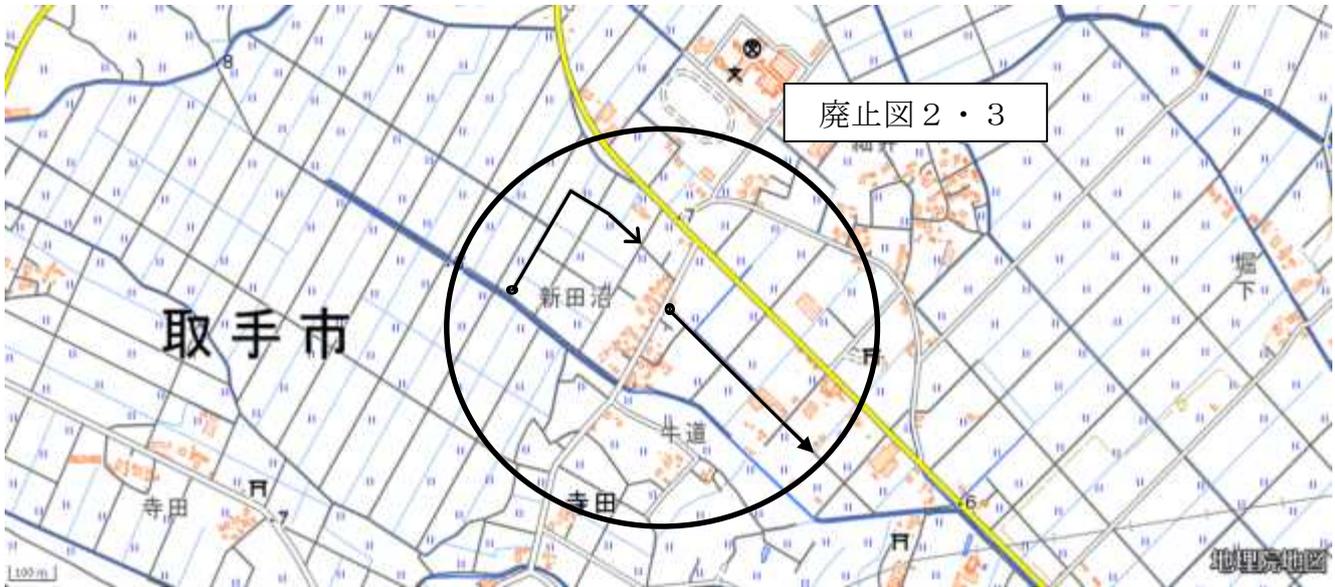
廃止図 1



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

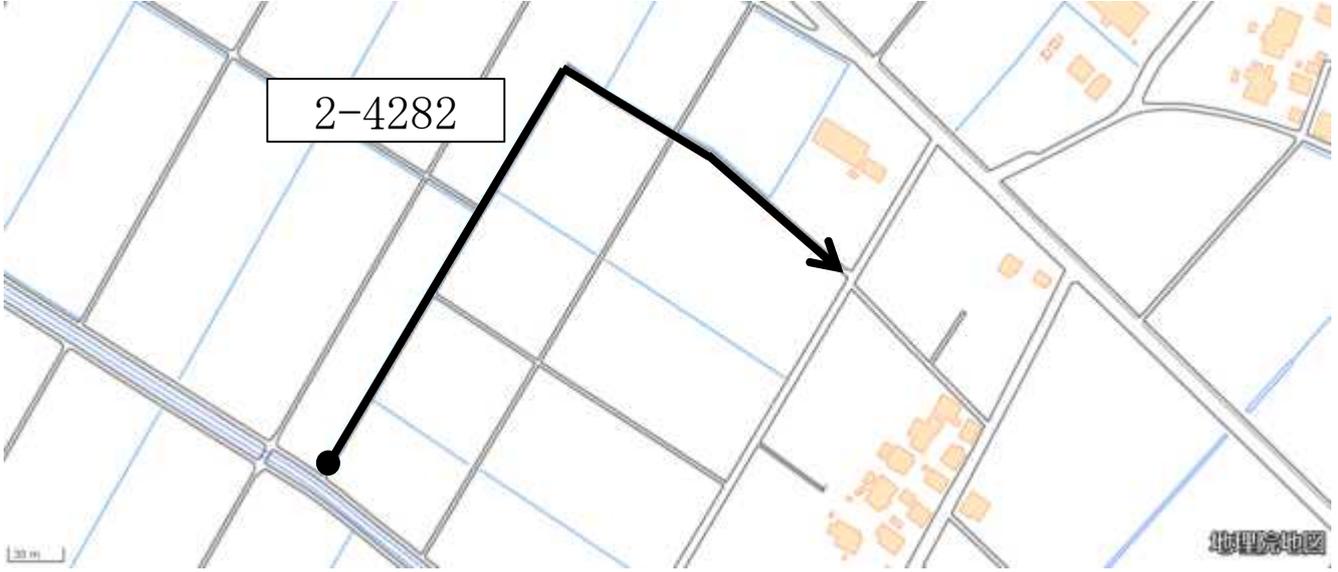
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4021	27.80m	3.00m
起点 ● · 終点 →		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

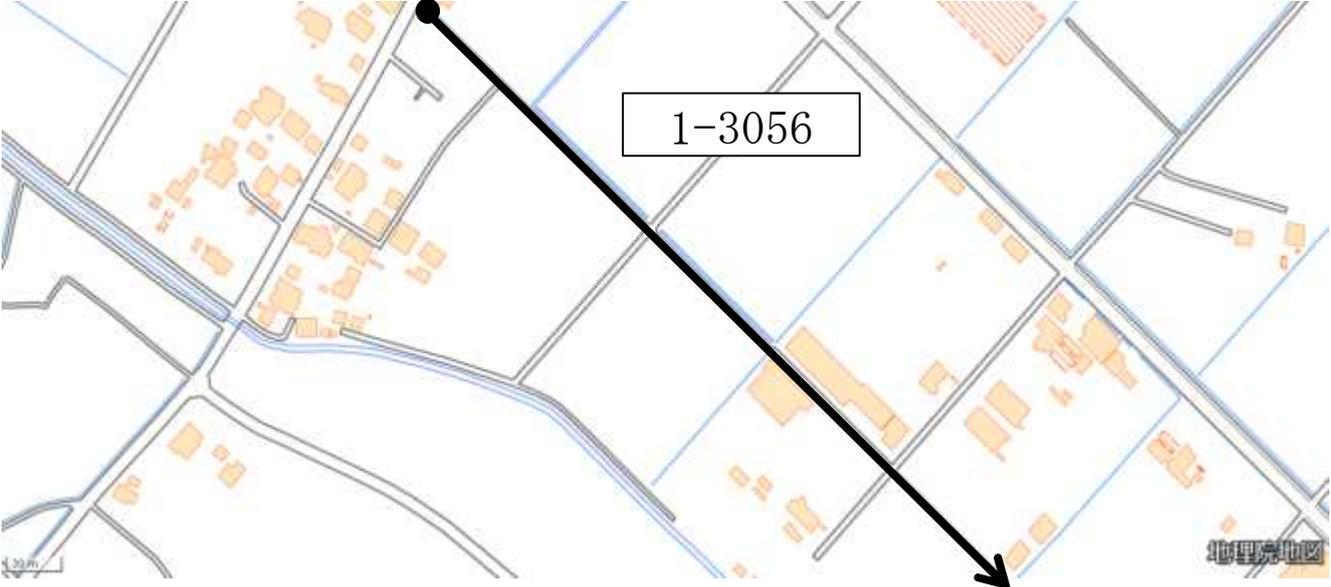
廃止図 2



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4282	422.90m	1.50m～2.30m
起点 ● 終点 ➡		

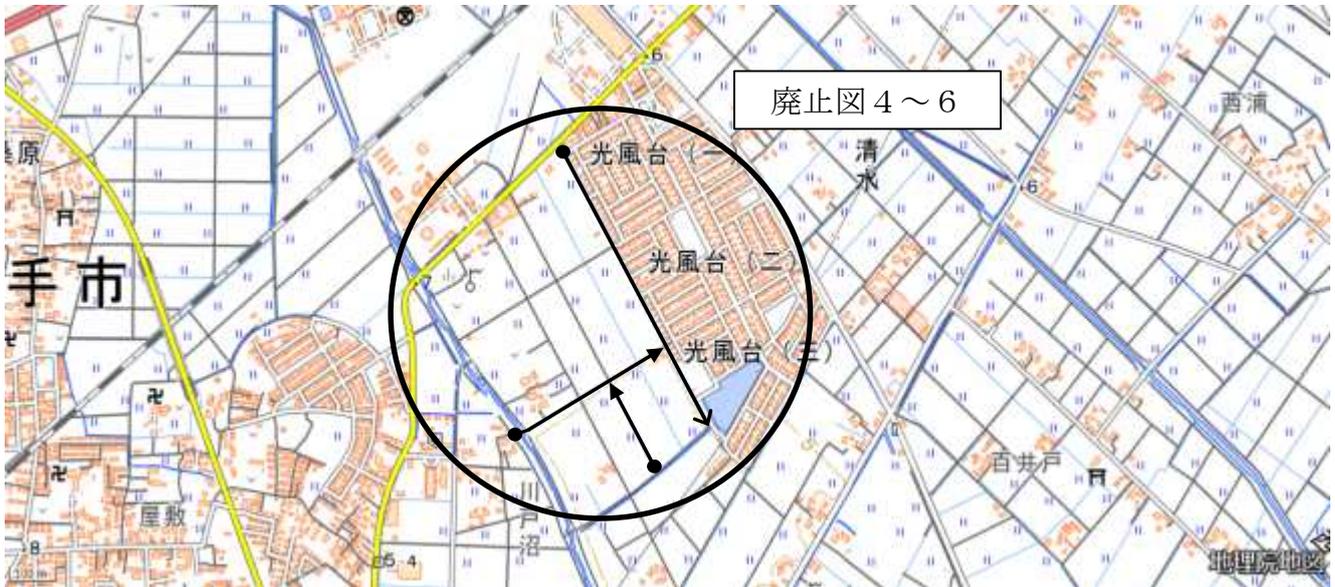
廃止図 3



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2Jhf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-3056	424.20m	3.50m～5.20m
起点 ● ・ 終点 ➡		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

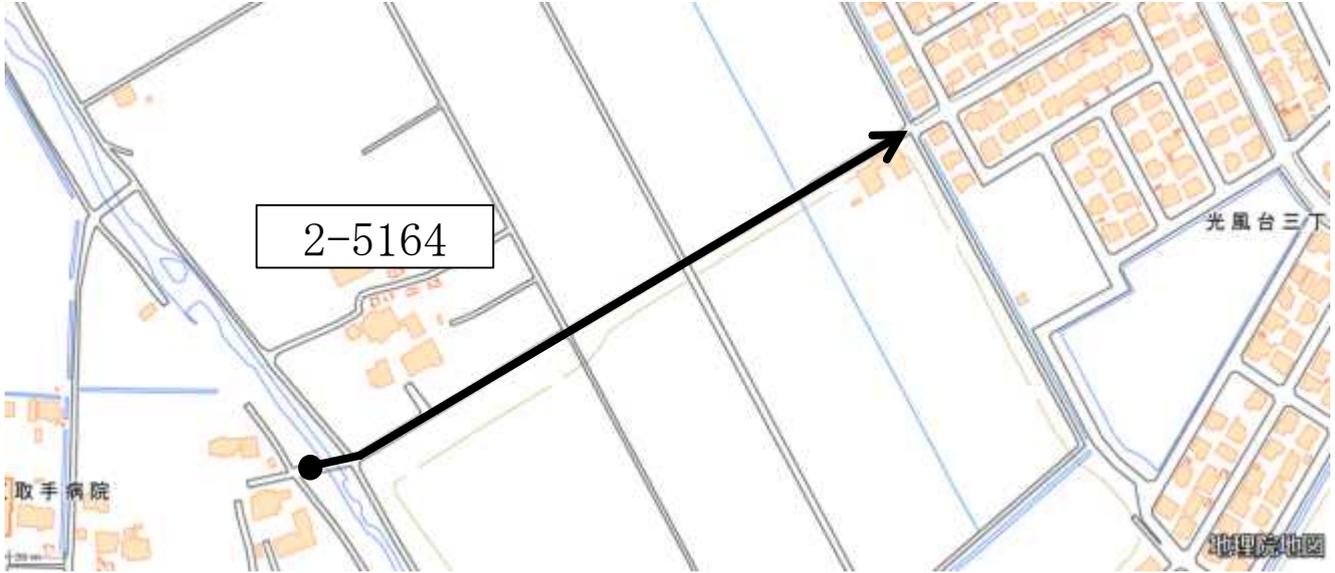
廃止図 4



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2Jhf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5134	638.10m	2.50m～3.20m
起点 ● ・ 終点 ➡		

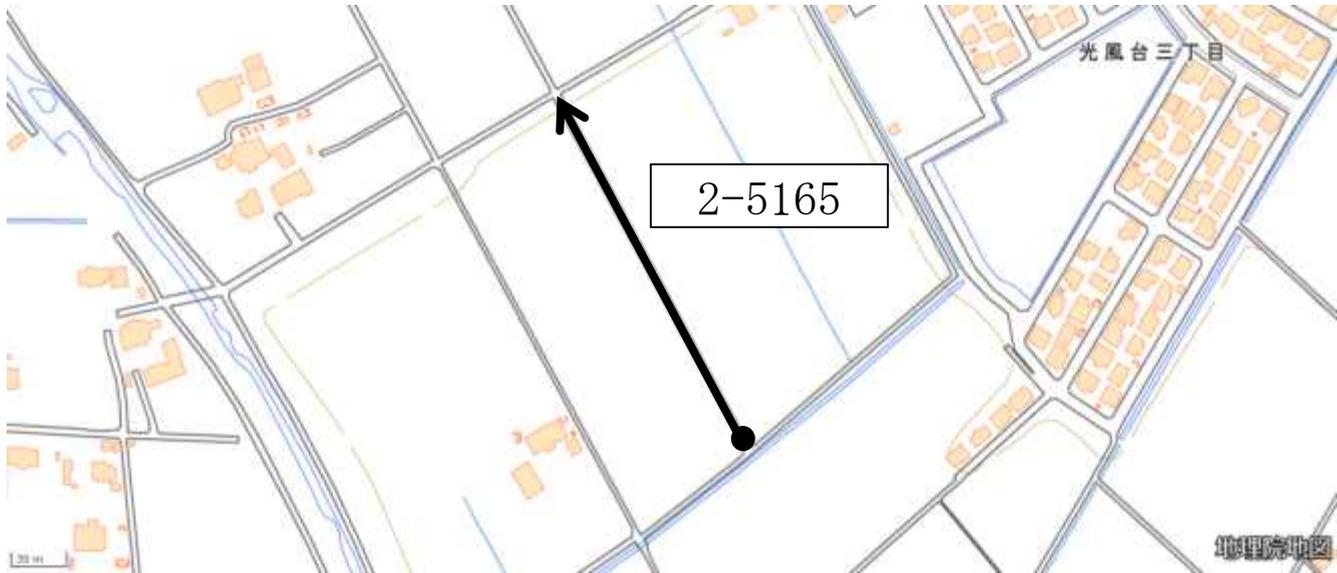
廃止図 5



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5164	352.00m	2.50m～3.00m
起点 ● ・ 終点 ➡		

廃止図 6



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2Jhf 358
 本製品を複製する場合には，国土地理院の長の承認を得なければならない。

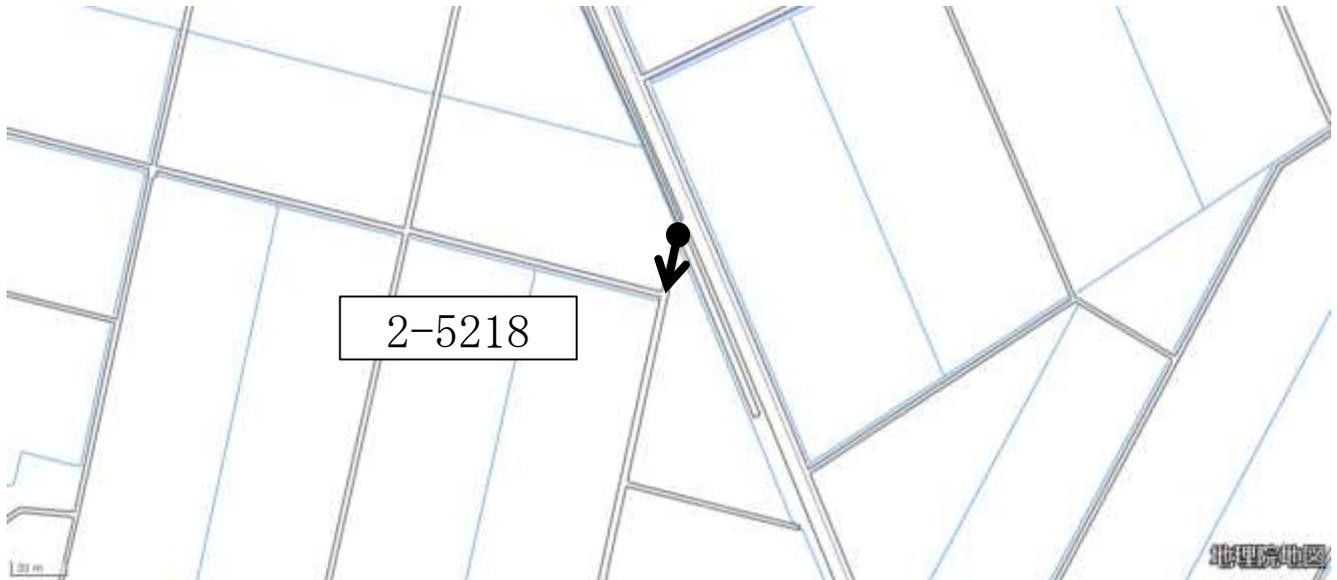
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5165	204.00m	2.50m
起点 ● ・ 終点 ➡		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

廃止図 7



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2Jhf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5218	33.90m	2.60m～4.40m
起点 ● ・ 終点 ➡		